

2024 年 10 月 31 日
一般社団法人信託協会

税・公金の電子納付の推進等に関する要望について

2024 年 9 月および 10 月、一般社団法人信託協会は、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会および農林中央金庫との連名により、デジタル庁、総務省、国税庁、厚生労働省、警察庁および地方公共団体関係 3 団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）に対して、税・公金の電子納付の推進等のために望ましい施策に関する要望書を提出しました。

税・公金の電子納付は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると考えています。

金融業界は、関係者と協力のうえ、本件をより一層推進してまいります。

要望先ごとの要望項目は、下表のとおりです。

要望先	要望内容
デジタル庁	1. 税・公金の電子納付環境整備 2. 電子納付の利用勧奨
総務省	1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備 2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援 3. 電子納付の利用勧奨 4. 経費負担の適正化
国税庁	1. 国税の電子納付環境整備 2. 電子納付の利用勧奨 3. 経費負担の適正化
厚生労働省	1. 労働保険料の納付環境整備 2. 国民年金保険料等の納付環境整備 3. その他厚生労働省が所管する法令にもとづく料金の納付環境整備 4. 電子納付の利用勧奨 5. 口座振替に係る経費負担の適正化 6. 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化 7. 労働保険料の口座振替納付書の送付先変更
警察庁	1. 交通反則金の電子納付の推進 2. 遺失現金の遺失者への支払等に関する小切手の廃止・削減
全国知事会	1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備 2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援 3. 電子納付の利用勧奨 4. 経費負担の適正化 ※いずれも総務省と同内容
全国市長会	
全国町村会	

2024 年 9 月

デ ジ タ ル 大 臣
河 野 太 郎 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

税・公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、税・公金の電子納付のより一層の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 税・公金の電子納付環境整備

(1) 地方公金・国庫金収納のデジタル化【一部新規】

標記を巡っては、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日および令和5年10月6日地方公共団体への公金納

付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)の取りまとめに尽力いただき、感謝申しあげる。

同書中、「遅くとも令和8年9月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指す」、「①いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金、②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行うこと」とされている。足許では、2023 年 11 月 16 日開催の「規制改革推進会議_第 1 回公共ワーキンググループ」において、本件実現に向けた議論が行われたところである。料目によって所管省庁が異なるところ、貴庁におかれては、法令面・運用面の両面から、本件が省庁横断的に円滑に導入されるよう、引き続き、ご尽力いただきたい。

あわせて、国庫金(国税、国民年金保険料等)の納付におかれても、地方税の収納で活用している「地方税統一 QR コード」と同一規格の QR コードを利用した納付方法が導入されるように働きかけを行っていただきたい。

(2) 納付書の様式統一

2023 年 4 月に開始された「地方税統一 QR コード」による収納により、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったものの、金融機関としては、帳票を機械処理するうえでの迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを、引き続き希望している。

足許では、貴庁および総務省を中心として、自治体システム標準化の検討が進められているところ、その一環として、地方公共団体が収受する税・公金の各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格が見直され、様式統一が図られるよう後押ししていただきたい¹。

(3) 交通反則金のキャッシュレス納付の実現

2022 年 4 月、貴庁提出の「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」が成立し、自動車検査登録手数料、旅券発給手数料、登記関連手数料、交通反則金等のキャッシュレス納付の実現への道が開けた。

上記に関係して、「規制改革実施計画」(2022 年 6 月 7 日閣議決定)においては、「デジタル庁及び各府省は、国の行政の事務における手数料等のキャッシュレス納付(オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付)が幅広く可能となるよう、上記法に基づく政省令の制定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講ずる。」とされたほか、「デジタル庁は、(中略)各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通

¹ なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク(MPN)標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる。」とされている。

特に、交通反則金の納付に係るインターネットバンキングやＡＴＭ利用については、現在、秋田県および島根県の２県を除き、拡大されていないものと認識しており、金融機関を取り巻く現下の経営環境における店舗運営の効率化・統廃合の流れからも、本法令に大きな期待を寄せている。

2024年４月からは一部都道府県警においては、放置駐車違反金のスマートフォン決済アプリでの納付が可能となる等進展も見られることから、貴庁におかれては、引き続き、交通反則金のキャッシュレス納付の一刻も早い全国での実現に向けて、警察庁の取組みを力強く支援いただきたい。

(4) マイナポータル等を活用した税・公金の電子納付の実現

2023年４月に開始された「地方税統一ＱＲコード」による収納により、地方税の納税手続きは大きく効率化されたものの、かねて、金融界としては、窓口納付そのものの削減・廃止、すなわち、納税通知書すら書面送達されることなく納税行為が完了する、納税通知書の完全電子化に期待を寄せてきた。

この点、貴庁におかれては、2023年４月３日に「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定・公表する等、後方支援いただいている。また、「令和５年度（2023年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」の「１．

（１）納税通知書等のデジタル化」においては、「個人の納税者に対しては、納税者のマイナポータルアカウントに対し、納税者からの希望（申請）に応じて、納税通知書等を電子的に送付する。」とされ、実現に向けた機運が高まっている。

貴庁におかれては、引き続き総務省の動きを後押ししていただきたい。

(5) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納付の義務化に向けた各省庁の取組支援

2020年４月１日以後に開始する事業年度（課税期間）から、大法人が行う国税および地方税の申告は、電子申告によることが義務付けられている。

足許では、義務化の対象とする法人の範囲拡大が検討されており、この点、「規制改革実施計画」（2021年６月１８日閣議決定）においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率１００％に向けた取組の検討を行う。」とされている。

電子申告の利用率１００％を図るためには、納付者の利便性を向上させることが肝要であり、納付者が国税と地方税について、同時（ワンスオンリー）かつ簡便に手続きできるようにすべきである。

以上を踏まえ、貴庁におかれては、e-Tax および eLTAX の UI・UX のさらなる改善

(住民税特徴分の eTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を付与する等も含む) を後押しいただくとともに、両システムの情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、財務省(国税庁)と総務省の間に立って統括・管理等を行うようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えている。

この点、金融界から国税庁および総務省に対して、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含め、積極的に検討いただきたい旨要望しており、貴庁におかれても、これにご協力いただきたい。

(6) 証券による納付の廃止

現行法令上、国税および地方税の納付に当たっては、小切手等の証券による納付を行うことが出来ることとされている。

一方、地方税の納付に関して、2023 年 4 月から開始した「地方税統一 QR コード」による収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理されたものと承知している。

この点、「地方税統一 QR コード」が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては、納税者にご迷惑をおかけすることに繋がる恐れがある。

上記環境を踏まえ、金融界から国税庁および総務省に対して、すべての国税および地方税の納付において、一律、証券による納付の取扱いを廃止し、さらなるキャッシュレス納付推進の動力としていただきたい旨を要望している。

本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末の手形・小切手の完全電子化の観点からも重要であり、貴庁におかれては、そうした証券によって納付を行うことを可能とする法令を横断的に見直していただき、ペーパーレス・DX 等の観点から、廃止に向けた対応の後押しをいただきたい。

(7) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進

2022 年 8 月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第 3 版が定められたところ、貴庁におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料(旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等)について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、先行事例を横展開する等、力強

く働きかけていただきたい。

(8) 民間車検場側の DX インフラ整備促進および軽 JNKS 対象拡大【一部新規】

2023 年 1 月から、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車 OSS）において、新車購入時の軽自動車税の申告・納付が電子化されたほか、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、継続検査窓口での納税証明書の提示が、原則不要とされた。軽自動車の車検時における納税証明書の提示不要化は、かねて金融界として要望してきたものであり、本施策により、自動車税と同等のシステム環境整備が図られたことを歓迎している。

しかしながら、納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。

この点、タイムラグの極小化について、総務省に対して要望しているが、この問題は、民間車検場において、そもそも納付情報がシステム反映されているかどうかを確認できないために、車検時期が 4 月～6 月の場合には、一律で車検予約時に納税証明書の提示を求めている実態が確認されており、タイムラグを極小化するのみでは解決しない可能性があるところ、貴庁におかれては、国土交通省とも連携のうえ、民間車検場における DX インフラ環境の整備を後押しいただきたい。

なお、自動二輪車（バイク）は軽 JNKS の対象外であることから、車検の際には、従来どおり紙の納税証明書の提示が必須となっている。貴庁におかれては、納税者利便等の観点から、自動二輪車（バイク）も軽 JNKS の対象に含めることを総務省とも連携のうえ後押しいただきたい。

(9) 預貯金等照会の電子化の促進

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

なお、本件業務に関しては、民間の電子化サービスが存在し、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、「金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく」との方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

政府の旗振りのもと開始した本件電子化の取組みについては、ぜひ行政機関に先

導いただきたく²、貴庁におかれては、行政機関における民間の電子化サービスの導入について、一定期間内での義務化や財政面での支援を図る等、力強く推進いただきたい。

(10) 自動車税還付時の口座振込払い【新規】

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機関窓口を持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴庁におかれては、口座振込払を基本とするよう、総務省と共に地方公共団体に対して働きかけていただきたい。

(11) 収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進【新規】

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない納付方法（eL-QR を用いたスマホ納付・口座振替等）を金融界としても推進している。

これまで以上に口座振替を活用した納付を促進する方法として、収納代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、指定代理金融機関や収納代理金融機関に限らず、多数の金融機関においても、口座振替を利用可能となり、納税者の利便性向上にもつながると思料する。

貴庁におかれては、総務省に要望している本取組を力強く後押ししていただきたい。総務省と協力のうえ、収納代行企業の積極的な活用による各地方公共団体における口座振替の利用促進をお願いしたい。

(12) 遺失現金の遺失者への支払等に関する小切手の廃止・削減【新規】

遺失現金については、各警察署で保管できる上限額以上の拾得金は、当座預金へ預託を行い管理し、遺失者等に支払う際には小切手を利用する場合があると聞いている。

一方、政府方針として 2021 年 6 月に公表された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれている。

また、各警察署で保管できる拾得金の上限額を引き上げ、小切手対応を廃止した県警もあると聞いているものの、県警単位では代替策に関する運用に関する情報が不足している可能性がある。

貴庁におかれては、本件の一刻も早い全国での実現に向けて、各県警、警察署の

²業務効率化や回答期間の短縮化等、金融機関だけでなく行政機関にもメリットがあるものであると認識している。

好事例を横展開する等、警察庁の取組みを力強く支援いただきたい。

2. 電子納付の利用勧奨

(1) 税・公金の電子納付に関する周知・広報

電子納付のさらなる推進のためには、上記1.のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

金融機関としても、従前、各省庁が作成する周知・広報ツールを用いた取組み、あるいは、独自の取組みを積極的に実施している。

また、金融界としては、今までの周知・広報ツールに加えて、納税者が利用できる電子納税のチャネル（e-Tax、eLTax）の体験版をご作成いただくこと等が、電子納付の導入促進に寄与するものであると考えている。

貴庁におかれても、全国民にデジタル化の恩恵を届けるという観点から、こうした取組みにご協力いただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考えている。

金融界は、税・公金の種目別に、関係省庁に対して、電子納付を行う者へのインセンティブ付与（キャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用）を要望しており、貴庁におかれては、こうした取組みにご協力いただきたい。

以　上

2024 年 9 月

総 務 大 臣

松 本 剛 明 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

地方税・地方公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、地方税の電子納付のより一層の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備

(1) 地方税統一 QR コード（以下、「eL-QR」という。）の全税目付与の着実な履行および地方公金収納への拡大

eL-QR の基本 4 税目以外への拡大を巡っては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）におい

て、「令和5年度からeL-QR印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」とされた。

しかしながら、令和6年4月以降においても依然として、その他の地方税目や延滞税等にQRコードが付されていないケースが相当数みられる。

貴省におかれては、納税者利便の向上、地方公共団体・金融機関双方における業務効率化等の観点から、各地方公共団体が発行するこれらの納付書に可及的速やかにQRコードが付されるよう、上記方針の周知徹底や働きかけを継続的に行っていただきたい。

また、地方公金については、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、関係法令の改正等の取組を進めること、また、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、①いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金、②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組みを行うこととされている。

足許では、2023年11月16日に開催された「規制改革推進会議_第1回公共ワーキンググループ」において、議論が行われたところ、貴省におかれては、本件の可能な限り早期の実現に向けて、これに沿って遅滞なく進めていただきたい。また、令和8年9月までに公金収納を開始した後は、将来的に事務組合が徴収する水道料金や下水道料金についても、eLTAXを活用した納付が可能となるようにしていただきたい。地方公共団体の任意によりeLTAXを活用することができることとされた公金についても、地方公共団体から活用の意向が示された際は、住民サービスの向上に向けた前向きな取組みとしてお捉えいただき、これが叶うよう助成金の交付を含めて積極的に支援いただきたい。

一方、全ての地方税・地方公金においてeLTAXが活用されるまでは一定程度期間が必要であると思われるところ、過渡期の対応についてもご検討いただきたい。具体的には、納付書での納付を義務付けている地方公共団体が大宗である道路・河川占有料、リサイクル資源買取料金等の税金対象外費目について、専用口座作成、振込みでの納付を可能とすることを全国の地方公共団体に周知していただくことをご検討いただきたい。あわせて、各地方公共団体によって取扱いの差異が見られる納入済通知書の持込時限の過度な制限（「店頭収納の翌営業日」等）を緩和することについても、金融機関から地方公共団体に相談が寄せられた際には、真摯にご対応いただくように周知することもあわせてご検討いただきたい。

(2) eLTAX の利便性向上

①他システムと連携した UI・UX のさらなる改善

金融界は、特に、国税との関係において、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えている。

さらに、「規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

貴省におかれては、eLTAX の UI・UX のさらなる改善等を図っていただくとともに、e-Tax やマイナポータル、e-Gov との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、国税庁・デジタル庁と国民目線に立った検討を進めていただきたい。

②継続アップロード機能の実現

貴省および地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」の令和 2 年度とりまとめにおいて、QR コード納付方式と並ぶアップロード納付方式に関して、eLTAX に「継続アップロード機能」¹を実装することが不可欠と考える旨が記載されている。

本機能は、特に、法人にとっては、極めて効率的な手段であると考えられることから、この実装に向けて、取組みを継続いただきたい。

③納税証明書の表示・出力機能の実現

金融機関から顧客に eLTAX 納付の利用を勧奨すると、顧客から領収証書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収証書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。領収証書が発行されないことが、eLTAX 納付の利用における阻害要因のひとつになっている可能性がある。

この点、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討されている、処分通知等のオンライン化に関して、自動車税等の納付書に付属する納税証明書についてもこの対象に含め、eLTAX によりイメージファイルあるいは PDF として表示・出力できる機能を搭載いただきたい。

金融界としては、本措置により、納税証明書に金融機関出納判が必要であるが故に、現在、窓口納付を選択されている方の行動変容のきっかけになることを期待している。

¹ 納税者から一度アップロード希望を受けた案件（同一の固定資産や自動車）については、翌年度以降も納税者の新たな操作を要せずに、納付書情報が eLTAX 上にアップロードされる仕組み。

④eLTAXにおける複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入と複数IDの付与【新規】

多くの企業では内部統制強化の観点から、申請者と承認者を分けている一方、eLTAXの電子納付（ダイレクト納付）は申請者単独で手続可能であり、企業のガバナンス上利用し難いシステムとなっている。このため、申請者・承認者の複数人の承認を必要とするシステムを導入していただきたい。なお、ワークフローシステムは個人、または企業規模によってもニーズが異なるため、現在の単独証人と複数人承認を任意で選択できることが望ましいと考える。

また、複数部署で同時申請手続きを可能とし事務効率化につながるよう eLTAX における複数 ID の発行をお認めいただきたい。

⑤退職所得の一括アップロード機能搭載【新規】

住民税特別徴収分の企業側の納付においては、給与所得分と退職所得分をまとめて納付データにして、申告を行っているところ、退職所得分については一括ファイルアップロード機能がなく、一件ずつ明細をアップロードするかたちとなっており、誤入力リスクがあるとして、eLTAX 導入の阻害要因になっている可能性がある。この点、住民税特別徴収分の eLTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を搭載いただくことをご検討いただきたい。

⑥MPN を利用した自動ダイレクト納付²の実現【新規】

2024 年度から、e-Tax に新機能として追加された自動ダイレクト機能では、電子申告データの送信とあわせて、ダイレクト納付の手続きをすることが可能となり、税理士等が e-Tax の申告データを送信する際に、必要事項にチェックを行えば、クライアントの法人は電子納税にログインすることなく、法定納期限当日に自動的に口座引落しによる納付ができることとなった。

e-Tax のように自動ダイレクト納付機能を eLTAX に備えることは利用者の利便性向上にもつながり、ダイレクト納付の利用者が増えることにも資する。

ついては、貴省におかれては、自動ダイレクト納付機能を eLTAX でも実装することをご検討いただきたい。

⑦地方税お支払いサイトの利便性向上について【新規】

金融機関においてもキャッシュレス納付推進の一環として、「地方税お支払いサイト」での納付を推進している。利用者の利便性が向上することにより、地方税お支払いサイトの利用者増加につながると考えられることから、以下の機能を実装す

² 「国税庁ウェブサイト：G-2-2 ダイレクト納付(e-Tax による口座振替)の手続」
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect>

ることもご検討いただきたい。

- ・ eL-QR 読取データの一括アップロード機能実装および読取媒体の拡大
現状、eL-QR の読取手段が PC 内蔵カメラやバーコードリーダー等に限られ、大量の納付書を一度に納付する際の負担が大きく、電子納付の阻害要因になっている。また、納付書が数十枚程度の企業では、QR コードリーダーを本件納税のために導入することをためらい、かつ、QR 番号入力の手間も感じることから、地方税お支払いサイトを利用した納付に繋がらないケースもある。
スキャナで読取・作成したデータをアップロードする仕組みの構築、eL-QR の読取りをスマートフォンと連携しスマートフォンのカメラ機能で読取可能とする等、納付書を簡単に電子納付できるよう機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの明細削除機能実装
複数件の QR コードを読み取った後、支払対象から除外したい明細を削除することができない。利用者の利便性の向上のため、QR コード読取り後でも明細を削除することができるように機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの出力機能実装
固定資産税や自動車税の納付書を QR コードにて読み込んだ場合、納付後に CSV 出力が可能である。法人の多くは、納付前に、各資産台帳との突合、納付額等の社内決裁を行うため、納付前の段階で QR 読取データを CSV 形式あるいは PDF 形式で出力する機能を搭載していただきたい。

⑧eL-QR に格納する情報の誤り発生の防止 【新規】

いくつかの地方公共団体において、eL-QR に格納した情報が誤っていたため、その後にイレギュラーな処理をとる必要があったケースが発生したと承知している。

本事象が発生した場合、利用者・金融機関・地方公共団体のいずれにおいても読取不能や、誤った読取内容を正しい事務とするための負担が発生するため、eL-QR には正しい情報を格納するよう、地方公共団体に周知いただきたい。

⑨地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化【新規】

銀行窓口等で受付していた地方税の 2.0 億件のうち、1.1 億件は eL-QR により、データ還元可能となる見込。残りは特別徴収地方税（0.9 億件）³であるが、金融機関が提供している地方税納入サービス（EB サービスで個人住民税（特別徴収）を納付できるサービス⁴）を経由して納付されるケースもあり、大量の済通、原符の印刷

³ 地方税の納付件数については、以下資料から引用。

令和 5 年 3 月 7 日 令和 4 年度地方財政審議会 資料（2）(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei/02_04001397_00459.html)

⁴ 当該サービスでは、金融機関は納付データを電子的に受付する一方、金融機関から地方公共団体への納付情報の連携にあたっては、金融機関が受付データを元に「紙」の済通や媒体を出力・搬送しているため、地方公共団体・金融機関双方ともに紙の済通処理に伴う業務負荷が発生

および指定金融機関への授受が発生している。

納税情報をデータのまま地方公共団体に提供できる業界統一の仕組みとして、地方税納入サービスで納税者が入力した納税情報を金融機関がマルチペイメントネットワークを活用し、共通納税システムを経由して地方公共団体へ伝送することで既存の仕組みを活用しながら、地方公共団体・金融機関双方にとって大幅な効率化効果が期待できると考えられる。

貴省におかれては、本機能実装のために eLTAX の機能改善をご検討いただきたい。

(3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化

①納付書の様式統一

地方税統一 QR コードによる収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを希望している。

貴省におかれては、地方公共団体が取り扱う各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図っていただきたい⁵。なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク (MPN) 標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

②固定資産や車両を特定する情報の納付書、「地方税お支払いサイト」への記載

固定資産や車両を大量に保有する法人は、資産台帳と納付書を突合し、どの資産について税を納付済みであるか、自らリスト化および管理をしている。「地方税お支払いサイト」を利用して納付する場合であっても、上記の管理作業は発生するところ、法人からは、同サイトにおける手続が増えるだけで、業務効率化には繋がらないとの声も聞かれる。

貴省におかれては、固定資産や車両を特定できる全国共通のコード体系を整理し、かつ納付書の印字および「地方税お支払いサイト」の表示追加を義務付けることで、納税者側においてもデータの資産と納付書の突合ができるような在り方を実現いただきたい。

③延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納期限経過後に生じる延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関等の業務を逸脱していると考えられる。

さらには、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各団体に対して、1 件

⁵ 様式統一には、地方税統一 QR コード付き納付書における、eL マークの印字必須化を含む。

ごとに収納方法を確認したうえで収納している等、大きな事務負担となっている。

この点、eL-QR による収納については、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QR コード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することとはしない。」とされたが、その他の収納方法によるものについても、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

④一括納付制度の導入

一部の都道府県においては、自動車を一定台数以上保有する者を対象に、自動車税の納付書を1枚にまとめて交付し、これによる納付を可能とする仕組み（一括納付制度）を導入している。

この一括納付制度は、納付者にとって、大量の納付書を扱うことによる処理負荷や紛失リスクの低減に繋がるものであるほか、eL-QR による収納を行う場合には、読取回数が1度で済むこととなる。大量の eL-QR の読取り作業の手間のために、「地方税お支払サイト」を活用した納付を断念し、金融機関窓口納付を選択せざるを得ないとの企業の声も聞くところ、貴省におかれては、自動車税の一括納付制度が全ての都道府県において選択可能となるよう、また、これが軽自動車税にも拡大されるよう、積極的に後押ししていただきたい。

なお、現在の自動車税の一括納付制度においては、都道府県毎に最低台数が決まっており、2台からでも利用可能な県がある一方で、100台超の県もあるところ、貴省におかれては、この最低台数が極力小さいものとなるよう、併せて働きかけていただきたい。

⑤自動車税還付時の口座振込み

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機関窓口を持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴省におかれては、口座振込みを基本とするよう、地方公共団体に働きかけていただきたい。

⑥公金収納等に係る検査の柔軟な運用

地方自治法⁶において、地方公共団体の会計管理者は、指定金融機関等の公金収納

⁶（指定金融機関等の検査）

第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

等に係る状況を「検査しなければならない」とされているところ、一部の金融機関においては、臨店による検査を年間 100 件超受けているケースもあり、金融機関と地方公共団体双方の負担になっているものと推察される。

地方公共団体と金融機関との契約のなかには、口座振替による収納のみで、店頭収納がない収納代理契約等もあるところ、貴省におかれては、取引状況および過去実績によっては、例えば、検査の省略あるいは頻度削減やリモート検査の併用等、柔軟に運用できるような検査の在り方を検討いただき、これを地方公共団体に示していただきたい。

⑦収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進【新規】

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない方法（eL-QR を用いた納付・口座振替等）を金融界としても推進している。

窓口納付の必要がない納付手段の 1 つである口座振替を活用した納付をいままで以上に促進する方法としては、収納代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、これまで指定代理金融機関や収納代理金融機関ではないとして、口座振替を実施できなかった金融機関においても、口座振替を活用することができるようになり、納税者の利便性向上にもつながると思慮する。

貴省におかれては、各地方公共団体における口座振替の利用促進を目的とした収納代行企業の積極的な活用の推進の取組みを後押ししていただきたい。

⑧地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用【新規】

地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納する場合は、金融機関による収納ではないとして、納付書の eL-QR を読み取って地方税共同機構に収納情報を送信することができないとされている⁷。他方、多くの地方公共団体には、金融機関の派出窓口も併存しており、こちらで受付した納付書は eL-QR の読取り対象となっている。

そのため、税公金収納事務を行う際に、eL-QR の読取り対象である金融機関の派出窓口により受付した納付書と、eL-QR の読取り対象外である地方公共団体窓口や税事務所等で受付けた納付書をわけて処理をする必要があり、金融機関の業務が非効率になっている実態がある。

貴省におかれては、地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納した税公金におかれても eL-QR 読み取り対象としていただくことについて、法改正も含めてご検討いただきたい。

(4) 証券による納付の廃止

2023 年 4 月から開始された eL-QR による収納に関しては、キャッシュレス納付の

⁷ eL-QR の活用範囲は、①eLTAX 操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税とされている（『地方税における QR コード規格に係る検討会』取りまとめ 参照）。

推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、eL-QR が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者の不利益に繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の観点からも重要であるところ、貴省におかれては、地方自治法の改正も視野に、証券による地方税の納付の取扱いを一律で廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

(5) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴省におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、国税庁とも連携し、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含めて積極的に検討いただきたい。

(6) 自動車税および軽自動車税の納付済情報確認のさらなる高度化【一部新規】

2023 年 1 月から、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車 OSS）において、新車購入時の軽自動車税の申告・納付が電子化されたほか、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、継続検査窓口での納税証明書の提示が、原則不要とされた。軽自動車の車検時における納税証明書の提示不要化は、かねて金融界として要望してきたものであり、本施策により、自動車税と同等のシステム環境整備が図られたことを歓迎している。

しかしながら、納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。貴省におかれては、この問題の解決に向けて、関係機関と協力のうえ、対応を検討いただきたい⁸。

⁸ 民間車検場においては、納付情報がシステム反映されているかどうかを確認できないために、車検時期が 4 月～6 月の場合には、一律で車検予約時に納税証明書の提示を求めることもあり、

また、自動二輪車（バイク）は軽 JNKS の対象外であることから、車検の際には、従来どおり紙の納税証明書の提示が必須となっている。納税者利便等の観点から、自動二輪車（バイク）も軽 JNKS の対象に含めることについても、ご検討いただきたい。

2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援

(1) インターネットバンキングの導入促進

インターネットバンキングは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、導入先における生産性向上に資するものである。

各地方公共団体における導入効果としては、給与・給付金等の振込や残高確認が効率化するほか、公共料金、国税、財政融資資金元利金等の口座振替やペイジー納付が可能となること等が挙げられる。

本件は、フロッピー・ディスクやCMTの生産終了・新規調達困難化の観点からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

(2) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進

2023年12月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第4版が定められたところ、貴省におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードやスマートフォンによるコード決済等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、キャッシュレス決済を導入する際の運用方法の周知を行う等、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料（旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等）について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、既に証紙を廃止している地方公共団体の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

(3) 地方公共団体が支払う料金の口座引落の推進

地方公共団体が支払う公共料金等において、当該団体が仮にインターネットバンキングを導入していたとしても、その決済資金（支払原資）を口座引落により処理せず、小切手を振り出すことで充当しているために、金融機関の事務は効率化されていないケースがある。

この点、令和4年3月29日付各地方公共団体宛通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」では、「インターネットバンキングによる口座振替（振込）の方法により支出することを指示す

本件はシステム反映のタイムラグを短くするのみでは、解決しない可能性がある。

ることは『会計管理者の通知』に該当する」ことを示していただいていると認識している。

本件の再度の周知を含め、小切手の振り出しに代えて、決済資金（支払原資）を口座引落することは可能であることを、引き続き各地方公共団体宛に周知することをお願いしたい。

(4) ウェブ口座振替受付サービスの導入促進

ウェブ口座振替受付サービスは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替納付の開始が可能となるものである。

貴省におかれては、ウェブ口座振替受付サービスをすでに導入している地方公共団体における先進事例の横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

3. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記 1. のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022 年 12 月から、国税のスマートフォン納付が、2023 年 4 月から、地方税の QR コード納付が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、地方税と国税とが一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴省におかれては、国税庁等とも緊密に連携し、これまでに引続き、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ 集・トークスクリプト・eLTAX 利用体験版の作成等含む）の提供・金融機関職員へのシステムの利用方法に係る研修等をお願いしたい。

さらに、国税における取組においては、各税務署が e-Tax のサポート窓口や訪問等による具体的な導入支援を行っている事例もある。貴省におかれては、各地方公共団体に対し、国税における事例を参考として周知し、類似の取組を促すなどの働きかけを行っていただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセン

ティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考え
る。

貴省におかれては、地方税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ
付与（キャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率
の適用）を検討いただきたい。

(3) キャッシュレス納付割合の明確化【新規】

現状、国税に関しては国税庁において、令和7年度までにキャッシュレス納付割
合を40%にするという数値目標が掲げられているところである。

キャッシュレス納付割合目標を明確にすることが、関係各所の更なる取組強化・
活性化に繋がると考えられることから、地方税についても数値目標を設定すること
をご検討いただきたい。

4. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受
益者負担の観点に立って見直しを図り、コストの適正な負担をお願いしてきている。
本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望す
る。

(1) 地方税の収納等に係る経費負担の適正化

2022年3月、2023年6月および2024年3月に、貴省から各地方公共団体に対し、
公金収納等事務に係る経費負担の適正化に向けた通知が発信されたものと承知し
ている。金融界としては、本通知が関係当事者における検討・交渉のきっかけとな
っている点でこれを歓迎するが、現状、経費負担の適正化の進捗は、道半ばである
と認識している。一部の金融機関からは、以下のような事象が報告されている。

①地方公共団体によって考え方の違いがあり、交渉が進まない。

②適切な手数料水準は、実費ではなく、各金融機関が設定する正規手数料と考え
ているところ、負担を応諾する地方公共団体が非常に少なく金額的にも適正な
ものとは言い難い。

現状をふまえ、貴省におかれては、本通知の周知徹底を図るとともに、例えば、
地方公共団体に対し金額等の指針を示す等、引き続き、本件に関する地方公共団体
の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

また、2023年4月から開始されたeL-QRによる窓口収納手数料については、地方
税共同機構において見直しが検討されており、現在、金融機関における一括伝送方
式に係るコスト把握・分析が行われているものと承知している。

貴省におかれては、早期に手数料水準の適正化が図られるよう、地方税共同機構
における検討を促進いただきたい。

なお、2024 年 10 月からの公金の内国為替制度運営費の適用開始⁹については、2024 年 1 月に貴省から各地方公共団体に対し、地方公共団体が負担する経費に対して新たに地方税交付措置を講ずる旨、通知が発信されたものと承知している。金融界としては、内国為替制度運営費を地方交付税により手当いただけることは歓迎であるが、公金振込事務に係る経費負担の適正化については、未だ道半ばであると認識している。

貴省におかれては、本件に係る金融機関からの協議の要請等に対して、真摯に対応されたい旨、地方公共団体に周知いただきたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、地方公共団体から受領する分は、国税分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、本件業務に係る金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方公共団体における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いただきたい。

以 上

⁹ 地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出については、2024 年 10 月から、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用され、これまで無償であった仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用が 1 件 62 円（税別）に変更となる。

2024 年 9 月

国 税 庁 長 官

奥 達 雄 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

国税の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、国税の電子納付の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 国税の電子納付環境整備

(1) e-Tax のさらなる利便性向上

貴庁におかれては、e-Tax の UI・UX のさらなる改善等（複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入と複数 ID の付与等）を図っていただきたい。

特に、地方税との関係においては、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続

きについて、シームレスかつ簡便に行えるようにすべきであるとする。

この点、貴庁の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来像 2023」（2023 年 6 月 23 日）においては、納税者の利便性の向上の取組に加え、課税・徴収事務の効率化・高度化等の取組として、「国税と地方団体との間で行う相互の情報提供について、データにより連携する対象範囲を拡大すべく検討を進めます。」とされており、eLTAX との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、総務省と検討いただきたい。

さらに、「規制改革実施計画」（2022 年 6 月 7 日）において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされており、マイナポータルや e-Gov との情報連携についても、デジタル庁と検討いただきたい。

(2) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴庁におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、総務省とも連携しつつ、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納税の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、これを含めて積極的に検討いただきたい。

(3) 証券による納付の廃止

現行法令上、国税の納付に当たっては、小切手等の証券による納付を行うことが出来ることとされている。

一方、地方税の納付に関して、2023 年 4 月から開始した「地方税統一 QR コード」による収納については、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、「地方税統一 QR コード」が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者の不利益に繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度

末の手形・小切手の完全電子化の観点からも重要であるところ、貴庁におかれては、国税の納付に関して、証券による納付の取扱いを廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

(4) 利子所得・配当所得の一括納付方式の採用

金融機関が特別徴収する利子所得や配当所得の国税分（所得税及び復興特別所得税）については、e-Tax による納付が可能であるものの、納付する支店の数と同数の利用者識別 ID を取得し、支店別・利子の種類別に、納付書のフォームに入力、納付指図をする必要がある。

これに対し、地方税分（住民税）については、金融機関として 1 つの ID を取得すればよく、また、支店・利子の種類に関わらず、1 件の CSV シートを作成して、eLTAX にアップロードすれば済む仕様となっている。

結果として、一部の金融機関においては、国税分の毎月の申請・納付作業時間は、地方税分の約 9 倍（例：地方税：40 分、国税：350 分）にのぼり、また、年 1 回の e-Tax の電子認証カード更新作業においても、支店の数だけ作業を行う必要があり、重い負担となっているケースがある。

上記の国税分の電子納付の手続きは、電子化前の書面による手続きと比して、金融機関側の効率化に繋がっていないとの指摘もあるところ、地方税分と同様、本店一括納付を可とする e-Tax の機能改善をお願いしたい。

e-Tax と eLTAX とに同程度の利便性を備われば、双方まとめて電子納付に切り替えることを検討する金融機関が増える可能性も見込まれるところ、積極的にご検討いただきたい。

(5) e-Tax 納付時の領収証書イメージ表示機能の搭載

金融機関から顧客に e-Tax 納付の利用を勧奨すると、顧客から、領収書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。

領収証書を発行して渡すことは、デジタル化やペーパーレス化に逆行するものではあるが、領収書が発行されないことが、e-Tax 利用の阻害要因のひとつになっていることをご認識いただき、イメージファイルあるいは PDF として保存できる機能を搭載いただきたい。

(6) 国税の紙による振替依頼の廃止

国税の口座振替依頼について、通常、DVD 等の媒体で受領しているが、一部、例外的に、紙による振替依頼が寄せられている。紙での取扱いは、システムへの手入力の手間を要するほか、これらは締切直前に頂戴することが多いところ、金融機関における負担が大きい。

貴庁におかれては、ペーパーレス、業務効率化の観点から、国税の紙による振替

依頼を廃止いただきたい¹。

(7)e-Tax のバージョンアップにおける事前告知【新規】

e-Tax ソフトのバージョンアップでは、仕様公開等スケジュール以外の日時にバージョンアップが実施されることがある。

金融機関において、納付作業期間中にバージョンアップが発生すると、実施中の納付作業を一からやりなおす必要があることから、月初から納付日でのバージョンアップは避けていただくとともに、仕様公開等スケジュール以外の日にバージョンアップをする場合には、可能な限り早めにメッセージ送付をすることをご検討いただきたい。

2. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記 1. のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022 年 12 月から、国税のスマートフォン納付が、2023 年 4 月から、地方税の QR コード納付が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、国税と地方税が一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴庁におかれては、総務省等とも緊密に連携し、マスメディア・ネット広告等を活用するなど、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ 集・トークスクリプト・e-Tax 利用体験版の作成等含む）の提供をお願いしたい。

さらに、所管税務署において、e-Tax 納付のための設定支援・操作支援として、各事業所への訪問対応等により、e-Tax 納付に関する説明、初期設定、申請方法の実演等の実施についてのご検討いただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考えられる。

貴庁におかれては、国税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ付与（公費でキャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減

¹ 解決策の一例としては、振替指定日の追加が考えられる。

税率の適用)を検討いただきたい。

3. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、経費負担の適正化をお願いしてきている²。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

(1) ダイレクト方式および預金口座振替に係る手数料の適正化

国税のダイレクト方式および預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保できていない実態がある。一刻も早い是正をお願いしたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、国税当局から受領する分は、地方公共団体分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴庁におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する経費負担の適正化をお願いしたい。

以 上

² 例えば、地方税に関する取組みとして、全国銀行協会は、2021 年 2 月、地方税のコスト・手数料に係る実態調査を実施し、この結果を報告書として公表した

(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n031803/>)。結果として、回答銀行が地方公共団体から徴求する手数料は、その処理コストに比して非常に低廉であることを確認。本結果をもって、総務省等に対して、地方税収納等の経費負担の見直しの促進を要望した。

2024 年 9 月

厚生労働大臣

武 見 敬 三 様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 労働保険料の納付環境整備

(1) 金融機関における申告書の受付・回付事務の廃止

現在、金融機関は、労働保険関係法令により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受け付け、都道府県労働局に回付する事務を取り扱っている。

ここで、事業主においては、労働保険料の申告と納付のためには、金融機関窓口に出向くことが通常であるとして、このために生じるコスト・非効率性を意識することなく、行動変容に繋がらない要因になっていることが想定される。

こうした社会的コストの削減を図るためにも、e-Gov を経由した電子申告・電子納付を基本モデルに、労働保険料の納付環境を再構築していただき、上記のような金融機関における労働保険料の申告書の受付・回付事務を不要化すべきである。

これらの事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、個人情報保護の観点からも、事業主が都道府県労働局に直接申告する本来の取扱いに変更していただきたい。

(2) 電子申告の義務化対象拡大と電子納付の義務化

2020 年 4 月から、大法人に対して労働保険料の電子申告が義務化されているところ、上記(1)の事情からも、義務化の対象を全ての法人に拡大していただきたい。

また、金融業界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、労働保険料の電子納付の義務化についても検討を進めていただきたい。

なお、上記のプロセスは、納付者の理解を得ながら進めることが肝要であると思われるため、利便性向上策（例えば、e-Gov の UI・UX のさらなる改善を図ること等）と両輪で進める必要があると考える。

2. 国民年金保険料等の納付環境整備

(1) 統一 QR コード納付の実現

2023 年 4 月から、総務省の取組みとして、固定資産税や自動車税種別割等の「地方税統一 QR コード」による収納が開始されている。同一規格の QR コードを導入することで、スマホ納付等による納付者の利便性の向上、収納状況・情報の迅速・正確な把握ならびにデータ処理による金融機関窓口および関係省庁の事務負担軽減が図れるため、貴省におかれては、国民年金保険料や厚生年金保険料においても同一規格の QR コードを活用した納付手段の導入を検討いただきたい。

(2) マイナポータルや e-Gov を活用した納付チャネルの実現

「規制改革実施計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

このマイナポータルや e-Gov の活用拡大の一環として、国民年金保険料等をはじめとする貴省所管の社会保障分野の料金を納付するためのチャネルを実現いただきたい。

なお、この納付方法は、個人・法人の別を問わずに利用できるものであり、国税

の e-Tax や地方税の eLTAX とも、ワンスオンリー・ワンストップの原則でサービス連携できるものであることが望ましいと考える。

3. その他厚生労働省が所管する法令にもとづく料金の納付環境整備

(1) 任意継続被保険者の保険料納付の電子化

健康保険法施行規則 138 条においては、任意継続被保険者の保険料納付に関し、「納付書により納付しなければならない」と定められており、紙の納付書廃止の阻害要因となっている。

貴省におかれては、上記保険料の電子納付が可能となるよう、規則改正を行っていただきたい¹。

(2) 国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼の伝送化【新規】

地方公共団体から各都道府県の国民健康保険団体連合会宛に、負担金等を振り込む事務があると聞いており、独自の振込用紙が使われていることから、金融機関側の業務負担の大きい事務となっている。

貴省におかれては、地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援および地方公共団体・金融機関の事務効率化を図る観点から、本件の EB 等を用いた伝送化の取組みを積極的に支援いただきたい。

4. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

貴省におかれては、2023 年 2 月に、国民年金保険料等のバーコード読み取りによるスマートフォンアプリ納付を開始する等、納付環境整備を進められているものと承知している。

こうした新たな電子納付手段について、その周知・広報は、導入時だけではなく、継続的に実施することで、浸透が図られるものと考えするため、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を積極的に展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）の提供等をお願いしたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考えため、

¹ 仮に、現行規定においても電子納付が可能ということであれば、そのことが健康保険組合に認知されていないと思われるため、改めて解釈・運用を示していただきたい。

労働保険料についても同様の措置を検討いただきたい。

5. 口座振替に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである²。

労働保険料、国民年金保険料等の預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保できていない実態がある。

手数料の適正化は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、この一刻も早い是正をお願いしたい。

6. 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、貴省所管の法令にもとづき受領する分は、国税や地方税に係るものに次いで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、貴省の地方支分部局（労働局や労働基準監督署）や地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する上記関係者の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、預貯金等照会に関しては、民間の電子化サービスが存在し、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、「金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく」との方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方支分部局等における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いた

² 関連して、全国銀行協会においては、令和 3 年 2 月、税・公金収納業務のコスト・手数料に係る実態調査を実施し、この結果を「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」として公表した（<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n031803/>）。結果として、回答銀行が地方公共団体から徴求する手数料は、その処理コストに比して非常に低廉であることを確認。本結果をもって、総務省等に対して、地方税収納等の経費負担の見直しの促進を要望した。

だきたい。

7. 労働保険料の口座振替納付書の送付先変更【新規】

現在、口座振替納付書については、各労働局から引落口座が属する金融機関支店宛に送付されることになっている。一方、金融機関によっては、実際の口座振替手続きは、事務センターが行っている場合があり、各支店は納付書受領後に、センター宛転送している事情がある。

については、各労働局および金融機関の事務効率化の観点から、納付書の送付先を各支店とするか、事務センター宛の一括送付とするか選択することができるようにすることをご検討いただきたい。

以 上

2024 年 9 月

警 察 庁 御 中

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

交通反則金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、交通反則金の電子納付の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 交通反則金の電子納付の推進

交通反則金の納付については、「規制改革実施計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）において、「警察庁は、交通反則金の納付に係るインターネットバンキングや A T M からの交通反則金専用口座への振込等による納付について、秋田県及び島根県において開始された試行的実施状況の検証や納付方法の更なる多様化に向けた検討の状況を踏まえ、全国的な導入を進める。」とされたものの、その後これまでに他都道府県への広がりは見られず、上記 2 県を除いて従来どおりの取扱いが続けられてい

るものと承知している。警察庁「令和5年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」によれば、令和5年中における道路交通法違反の告知・送致件数は4,484,894件であるところ、その大部分が、納付書により金融機関窓口で納付されていると思われる。

ここで、金融機関における交通反則金の収納事務としては、受付後、都道府県毎の納付書の仕分けや手計算等を行ったうえ、各警察署等に回付している。依然として存在する手書きの納付書については、異例対応として処理に時間を要している。これにより、繁忙時には、他の取引で来訪した顧客の待ち時間が長くなる等の影響が生じている。

この点、「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」（2024年5月31日規制改革推進会議）によれば、これまで（2024年3月31日時点）の実施状況は、前年と同様、「交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付、コンビニ納付の導入等に向けた制度改正、警察共通基盤を活用したシステムの仕様等について検討を行っている」、今後の予定は、「引き続き所要の検討を行う」とされており、2024年4月からは一部都道府県警においては、放置駐車違反金のスマートフォン決済アプリでの納付が可能となる等進展も見られることから、貴庁におかれては、引き続き、国民の利便性向上や警察署・金融機関の事務効率化を図るべく、振込納付に留まらず、幅広いキャッシュレス納付手段の一刻も早い実現に向けて、力強く推進いただきたい。

2. 遺失現金の遺失者への支払等に関する小切手の廃止・削減【新規】

遺失現金については、警察署によっては、当該警察署で保管できる上限額以上の拾得金を当座預金に預託して管理し、当該拾得金を遺失者等に支払う際には、当該当座預金からの支払いに小切手を利用する場合があると仄聞している。

政府においては、2021年6月に公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後（2026年）の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、銀行界としても小切手の全面的な電子化（インターネットバンキングを利用した振込等への移行）を進めていることから、貴庁におかれては各都道府県警察に対し、遺失者等への拾得金の支払を含め、現在、小切手による支払が行われている業務については、振込など小切手以外の支払手段への移行を速やかに検討・実施するよう、周知・支援いただきたい。

また、遺失者への拾得金の支払に関しては、小切手の廃止に至るまでの取組として、各警察署で保管できる拾得金の上限額を引き上げることにより、小切手による支払を削減した事例があると仄聞している。貴庁におかれては、こうした各都道府県警・警察署における小切手削減・廃止に向けた好事例を収集し、各都道府県警に周知すること等についても、併せてご検討いただきたい。

以 上

2024年9月

全国知事会 御中

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

地方税・地方公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、今般、金融界は、電子納付の推進のために望ましい施策等について、別紙記載の事項を総務省に対して要望いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、各地方公共団体における理解・検討促進に向けてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備

(1) 地方税統一 QR コード（以下、「eL-QR」という。）の全税目付与の着実な履行および地方公金収納への拡大

eL-QR の基本 4 税目以外への拡大を巡っては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）において、「令和 5 年度から eL-QR 印字を必須としている 4 税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和 6 年度から原則当該 QR コードを印字する」とされた。

しかしながら、令和 6 年 4 月以降においても依然として、その他の地方税目や延滞税等に QR コードが付されていないケースが相当数みられる。

貴省におかれては、納税者利便の向上、地方公共団体・金融機関双方における業務効率化等の観点から、各地方公共団体が発行するこれらの納付書に可及的速やかに QR コードが付されるよう、上記方針の周知徹底や働きかけを継続的に行っていただきたい。

また、地方公金については、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和 5 年 3 月 30 日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、遅くとも令和 8 年 9 月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指し、関係法令の改正等の取組を進めること、また、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和 5 年 10 月 6 日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、①いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金、②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行うこととされている。

足許では、2023 年 11 月 16 日に開催された「規制改革推進会議_第 1 回公共ワーキンググループ」において、議論が行われたところ、貴省におかれては、本件の可能な限り早期の実現に向けて、これに沿って遅滞なく進めていただきたい。また、令和 8 年 9 月までに公金収納を開始した後には、将来的に事務組合が徴収する水道料金や下水道料金についても、eLTAX を活用した納付が可能となるようにしていただきたい。地方公共団体の任意により eLTAX を活用することができることとされた公金についても、地方公共団体から活用の意向が示された際は、住民サービスの向上に向けた前向きな取組みとしてお捉えいただき、これが叶うよう助成金の交付を含めて積極的に支援いただきたい。

一方、全ての地方税・地方公金において eLTAX が活用されるまでは一定程度期間が必要であると思われるところ、過渡期の対応についてもご検討いただきたい。具

体的には、納付書での納付を義務付けている地方公共団体が大宗である道路・河川占有料、リサイクル資源買取料金等の税金対象外費目について、専用口座作成、振込みでの納付を可能とすることを全国の地方公共団体に周知していただくことをご検討いただきたい。あわせて、各地方公共団体によって取扱いの差異が見られる納入済通知書の持込時限の過度な制限（「店頭収納の翌営業日」等）を緩和することについても、金融機関から地方公共団体に相談が寄せられた際には、真摯にご対応いただくように周知することもあわせてご検討いただきたい。

(2) eLTAX の利便性向上

①他システムと連携した UI・UX のさらなる改善

金融界は、特に、国税との関係において、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えている。

さらに、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

貴省におかれては、eLTAX の UI・UX のさらなる改善等を図っていただくとともに、e-Tax やマイナポータル、e-Gov との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、国税庁・デジタル庁と国民目線に立った検討を進めていただきたい。

②継続アップロード機能の実現

貴省および地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」の令和2年度とりまとめにおいて、QRコード納付方式と並ぶアップロード納付方式に関して、eLTAX に「継続アップロード機能」¹を実装することが不可欠と考える旨が記載されている。

本機能は、特に、法人にとっては、極めて効率的な手段であると考えられることから、この実装に向けて、取組みを継続いただきたい。

③納税証明書の表示・出力機能の実現

金融機関から顧客に eLTAX 納付の利用を勧奨すると、顧客から領収証書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収証書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。領収証書が発行されないことが、eLTAX 納付の利用における阻害要因のひとつになっている可能性がある。

この点、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討されてい

¹ 納税者から一度アップロード希望を受けた案件（同一の固定資産や自動車）については、翌年度以降も納税者の新たな操作を要せずに、納付書情報が eLTAX 上にアップロードされる仕組み。

る、処分通知等のオンライン化に関して、自動車税等の納付書に付属する納税証明書についてもこの対象に含め、eLTAX によりイメージファイルあるいは PDF として表示・出力できる機能を搭載いただきたい。

金融界としては、本措置により、納税証明書に金融機関出納判が必要であるが故に、現在、窓口納付を選択されている方の行動変容のきっかけになることを期待している。

④eLTAXにおける複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入と複数 ID の付与【新規】

多くの企業では内部統制強化の観点から、申請者と承認者を分けている一方、eLTAX の電子納付（ダイレクト納付）は申請者単独で手続可能であり、企業のガバナンス上利用し難いシステムとなっている。このため、申請者・承認者の複数人の承認を必要とするシステムを導入していただきたい。なお、ワークフローシステムは個人、または企業規模によってもニーズが異なるため、現在の単独証人と複数人承認を任意で選択できることが望ましいと考える。

また、複数部署で同時申請手続きを可能とし事務効率化につながるよう eLTAX における複数 ID の発行をお認めいただきたい。

⑤退職所得の一括アップロード機能搭載【新規】

住民税特別徴収分の企業側の納付においては、給与所得分と退職所得分をまとめて納付データにして、申告を行っているところ、退職所得分については一括ファイルアップロード機能がなく、一件ずつ明細をアップロードするかたちとなっており、誤入力リスクがあるとして、eLTAX 導入の阻害要因になっている可能性がある。この点、住民税特別徴収分の eLTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を搭載いただくことをご検討いただきたい。

⑥MPN を利用した自動ダイレクト納付²の実現【新規】

2024 年度から、e-Tax に新機能として追加された自動ダイレクト機能では、電子申告データの送信とあわせて、ダイレクト納付の手続きをすることが可能となり、税理士等が e-Tax の申告データを送信する際に、必要事項にチェックを行えば、クライアントの法人は電子納税にログインすることなく、法定納期限当日に自動的に口座引落しによる納付ができることとなった。

e-Tax のように自動ダイレクト納付機能を eLTAX に備えることは利用者の利便性向上にもつながり、ダイレクト納付の利用者が増えることにも資する。

² 「国税庁ウェブサイト：G-2-2 ダイレクト納付(e-Tax による口座振替)の手続」
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect>

については、貴省におかれては、自動ダイレクト納付機能を eLTAX でも実装することをご検討いただきたい。

⑦地方税お支払いサイトの利便性向上について【新規】

金融機関においてもキャッシュレス納付推進の一環として、「地方税お支払いサイト」での納付を推進している。利用者の利便性が向上することにより、地方税お支払いサイトの利用者増加につながると考えられることから、以下の機能を実装することをご検討いただきたい。

- ・ eL-QR 読取データの一括アップロード機能実装および読取媒体の拡大
現状、eL-QR の読取手段が PC 内蔵カメラやバーコードリーダー等に限られ、大量の納付書を一度に納付する際の負担が大きく、電子納付の阻害要因になっている。また、納付書が数十枚程度の企業では、QR コードリーダーを本件納税のために導入することをためらい、かつ、QR 番号入力の手間も感じることから、地方税お支払いサイトを利用した納付に繋がらないケースもある。
スキャナで読取・作成したデータをアップロードする仕組みの構築、eL-QR の読取りをスマートフォンと連携しスマートフォンのカメラ機能で読取可能とする等、納付書を簡単に電子納付できるよう機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの明細削除機能実装
複数件の QR コードを読み取った後、支払対象から除外したい明細を削除することができない。利用者の利便性の向上のため、QR コード読取り後でも明細を削除することができるよう機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの出力機能実装
固定資産税や自動車税の納付書を QR コードにて読み込んだ場合、納付後に CSV 出力が可能である。法人の多くは、納付前に、各資産台帳との突合、納付額等の社内決裁を行うため、納付前の段階で QR 読取データを CSV 形式あるいは PDF 形式で出力する機能を搭載していただきたい。

⑧eL-QR に格納する情報の誤り発生の防止【新規】

いくつかの地方公共団体において、eL-QR に格納した情報が誤っていたため、その後にイレギュラーな処理をとる必要があったケースが発生したと承知している。

本事象が発生した場合、利用者・金融機関・地方公共団体のいずれにおいても読取不能や、誤った読取内容を正しい事務とするための負担が発生するため、eL-QR には正しい情報を格納するよう、地方公共団体に周知いただきたい。

⑨地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化【新規】

銀行窓口等で受付していた地方税の 2.0 億件のうち、1.1 億件は eL-QR により、

データ還元可能となる見込。残りは特別徴収地方税（0.9 億円）³であるが、金融機関が提供している地方税納入サービス（EB サービスで個人住民税（特別徴収）を納付できるサービス⁴）を経由して納付されるケースもあり、大量の済通、原符の印刷および指定金融機関への授受が発生している。

納税情報をデータのまま地方公共団体に提供できる業界統一の仕組みとして、地方税納入サービスで納税者が入力した納税情報を金融機関がマルチペイメントネットワークを活用し、共通納税システムを経由して地方公共団体へ伝送することで既存の仕組みを活用しながら、地方公共団体・金融機関双方にとって大幅な効率化効果が期待できると考えられる。

貴省におかれては、本機能実装のために eLTAX の機能改善をご検討いただきたい。

(3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化

①納付書の様式統一

地方税統一 QR コードによる収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを希望している。

貴省におかれては、地方公共団体が取り扱う各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図っていただきたい⁵。なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

②固定資産や車両を特定する情報の納付書、「地方税お支払いサイト」への記載

固定資産や車両を大量に保有する法人は、資産台帳と納付書を突合し、どの資産について税を納付済みであるか、自らリスト化および管理をしている。「地方税お支払サイト」を利用して納付する場合であっても、上記の管理作業は発生するところ、法人からは、同サイトにおける手続が増えるだけで、業務効率化には繋がらないとの声も聞かれる。

貴省におかれては、固定資産や車両を特定できる全国共通のコード体系を整理し、かつ納付書の印字および「地方税お支払いサイト」の表示追加を義務付けることで、納税者側においてもデータの的に資産と納付書の突合ができるような在り方を実現

³ 地方税の納付件数については、以下資料から引用。

令和 5 年 3 月 7 日 令和 4 年度地方財政審議会 資料（2）(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei/02_04001397_00459.html)

⁴ 当該サービスでは、金融機関は納付データを電子的に受付する一方、金融機関から地方公共団体への納付情報の連携にあたっては、金融機関が受付データを元に「紙」の済通や媒体を出力・搬送しているため、地方公共団体・金融機関双方ともに紙の済通処理に伴う業務負荷が発生

⁵ 様式統一には、地方税統一 QR コード付き納付書における、eL マークの印字必須化を含む。

いただきたい。

③延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納期限経過後に生じる延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関等の業務を逸脱していると考ええる。

さらには、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各団体に対して、1件ごとに収納方法を確認したうえで収納している等、大きな事務負担となっている。

この点、eL-QRによる収納については、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはない。」とされたが、その他の収納方法によるものについても、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

④一括納付制度の導入

一部の都道府県においては、自動車を一一定台数以上保有する者を対象に、自動車税の納付書を1枚にまとめて交付し、これによる納付を可能とする仕組み（一括納付制度）を導入している。

この一括納付制度は、納付者にとって、大量の納付書を扱うことによる処理負荷や紛失リスクの低減に繋がるものであるほか、eL-QRによる収納を行う場合には、読取回数が1度で済むこととなる。大量のeL-QRの読取り作業の手間のために、「地方税お支払サイト」を活用した納付を断念し、金融機関窓口納付を選択せざるを得ないとの企業の声も聞くところ、貴省におかれては、自動車税の一括納付制度が全ての都道府県において選択可能となるよう、また、これが軽自動車税にも拡大されるよう、積極的に後押ししていただきたい。

なお、現在の自動車税の一括納付制度においては、都道府県毎に最低台数が決まっており、2台からでも利用可能な県がある一方で、100台超の県もあるところ、貴省におかれては、この最低台数が極力小さいものとなるよう、併せて働きかけていただきたい。

⑤自動車税還付時の口座振込払い

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機関窓口を持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴省におかれては、口座振込払を基本とするよう、地方公共団体に働きかけていただきたい。

⑥公金収納等に係る検査の柔軟な運用

地方自治法⁶において、地方公共団体の会計管理者は、指定金融機関等の公金収納等に係る状況を「検査しなければならない」とされているところ、一部の金融機関においては、臨店による検査を年間 100 件超受けているケースもあり、金融機関と地方公共団体双方の負担になっているものと推察される。

地方公共団体と金融機関との契約のなかには、口座振替による収納のみで、店頭収納がない収納代理契約等もあるところ、貴省におかれては、取引状況および過去実績によっては、例えば、検査の省略あるいは頻度削減やリモート検査の併用等、柔軟に運用できるような検査の在り方を検討いただき、これを地方公共団体に示していただきたい。

⑦収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進【新規】

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない方法（eL-QR を用いた納付・口座振替等）を金融界としても推進している。

窓口納付の必要がない納付手段の 1 つである口座振替を活用した納付をいままで以上に促進する方法としては、収納代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、これまで指定代理金融機関や収納代理金融機関ではないとして、口座振替を実施できなかった金融機関においても、口座振替を活用することができるようになり、納税者の利便性向上にもつながると思慮する。

貴省におかれては、各地方公共団体における口座振替の利用促進を目的とした収納代行企業の積極的な活用の推進の取組みを後押ししていただきたい。

⑧地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用【新規】

地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納する場合は、金融機関による収納ではないとして、納付書の eL-QR を読み取って地方税共同機構に収納情報を送信することができないとされている⁷。他方、多くの地方公共団体には、金融機関の派出窓口も併存しており、こちらで受付した納付書は eL-QR の読取り対象となっている。

そのため、税公金収納事務を行う際に、eL-QR の読取り対象である金融機関の派出窓口により受付した納付書と、eL-QR の読取り対象外である地方公共団体窓口や税事務所等で受付けた納付書をわけて処理をする必要があり、金融機関の業務が非効率になっている実態がある。

⁶ （指定金融機関等の検査）

第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

⁷ eL-QR の活用範囲は、①eLTAX 操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税とされている（『地方税における QR コード規格に係る検討会』取りまとめ 参照）。

貴省におかれては、地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納した税公金におかれても eL-QR 読み取り対象としていただくことについて、法改正も含めてご検討いただきたい。

(4) 証券による納付の廃止

2023 年 4 月から開始された eL-QR による収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、eL-QR が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者の不利益に繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の観点からも重要であるところ、貴省におかれては、地方自治法の改正も視野に、証券による地方税の納付の取扱いを一律で廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

(5) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴省におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、国税庁とも連携し、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含めて積極的に検討いただきたい。

(6) 自動車税および軽自動車税の納付済情報確認のさらなる高度化【一部新規】

2023 年 1 月から、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車 OSS）において、新車購入時の軽自動車税の申告・納付が電子化されたほか、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、継続検査窓口での納税証明書の提示が、原則不要とされた。軽自動車の車検時における納税証明書の提示不要化は、かねて金融界として要望してきたものであり、本施策により、自動車税と同等のシステム環境整備が図られたことを歓迎している。

しかしながら、納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を

受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。貴省におかれては、この問題の解決に向けて、関係機関と協力のうえ、対応を検討いただきたい⁸。

また、自動二輪車（バイク）は軽 JNKS の対象外であることから、車検の際には、従来どおり紙の納税証明書の提示が必須となっている。納税者利便等の観点から、自動二輪車（バイク）も軽 JNKS の対象に含めることについても、ご検討いただきたい。

2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援

(1) インターネットバンキングの導入促進

インターネットバンキングは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、導入先における生産性向上に資するものである。

各地方公共団体における導入効果としては、給与・給付金等の振込や残高確認が効率化するほか、公共料金、国税、財政融資資金元利金等の口座振替やペイジー納付が可能となること等が挙げられる。

本件は、フロッピー・ディスクやCMTの生産終了・新規調達困難化の観点からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

(2) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進

2023年12月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第4版が定められたところ、貴省におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードやスマートフォンによるコード決済等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、キャッシュレス決済を導入する際の運用方法の周知を行う等、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料（旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等）について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、既に証紙を廃止している地方公共団体の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

(3) 地方公共団体が支払う料金の口座引落の推進

地方公共団体が支払う公共料金等において、当該団体が仮にインターネットバンキングを導入していたとしても、その決済資金（支払原資）を口座引落により処理

⁸ 民間車検場においては、納付情報がシステム反映されているかどうかを確認できないために、車検時期が4月～6月の場合には、一律で車検予約時に納税証明書の提示を求めることもあり、本件はシステム反映のタイムラグを短くするのみでは、解決しない可能性がある。

せず、小切手を振り出すことで充当しているために、金融機関の事務は効率化されていないケースがある。

この点、令和4年3月29日付各地方公共団体宛通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」では、「インターネットバンキングによる口座振替（振込）の方法により支出することを指示することは『会計管理者の通知』に該当する」ことを示していただいていると認識している。

本件の再度の周知を含め、小切手の振り出しに代えて、決済資金（支払原資）を口座引落することは可能であることを、引き続き各地方公共団体宛に周知することをお願いしたい。

(4) ウェブ口座振替受付サービスの導入促進

ウェブ口座振替受付サービスは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替納付の開始が可能となるものである。

貴省におかれては、ウェブ口座振替受付サービスをすでに導入している地方公共団体における先進事例の横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

3. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記1.のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022年12月から、国税のスマートフォン納付が、2023年4月から、地方税のQRコード納付が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、地方税と国税とが一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴省におかれては、国税庁等とも緊密に連携し、これまでに引き続き、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ集・トークスクリプト・eLTAX利用体験版の作成等含む）の提供・金融機関職員へのシステムの利用方法に係る研修等をお願いしたい。

さらに、国税における取組においては、各税務署がe-Taxのサポート窓口や訪問等による具体的な導入支援を行っている事例もある。貴省におかれては、各地方公共団体に対し、国税における事例を参考として周知し、類似の取組を促すなどの働

きかけを行っていただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考え

る。
貴省におかれては、地方税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ付与（キャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用）を検討いただきたい。

(3) キャッシュレス納付割合の明確化【新規】

現状、国税に関しては国税庁において、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を40%にするという数値目標が掲げられているところである。

キャッシュレス納付割合目標を明確にすることが、関係各所の更なる取組強化・活性化に繋がると考えられることから、地方税についても数値目標を設定することをご検討いただきたい。

4. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、コストの適正な負担をお願いしてきている。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

(1) 地方税の収納等に係る経費負担の適正化

2022年3月、2023年6月および2024年3月に、貴省から各地方公共団体に対し、公金収納等事務に係る経費負担の適正化に向けた通知が発信されたものと承知している。金融界としては、本通知が関係当事者における検討・交渉のきっかけとなっている点でこれを歓迎するが、現状、経費負担の適正化の進捗は、道半ばであると認識している。一部の金融機関からは、以下のような事象が報告されている。

①地方公共団体によって考え方の違いがあり、交渉が進まない。

②適切な手数料水準は、実費ではなく、各金融機関が設定する正規手数料と考えているところ、負担を応諾する地方公共団体が非常に少なく金額的にも適正なものとは言い難い。

現状をふまえ、貴省におかれては、本通知の周知徹底を図るとともに、例えば、地方公共団体に対し金額等の指針を示す等、引き続き、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

また、2023年4月から開始されたeL-QRによる窓口収納手数料については、地方税共同機構において見直しが検討されており、現在、金融機関における一括伝送方

式に係るコスト把握・分析が行われているものと承知している。

貴省におかれては、早期に手数料水準の適正化が図られるよう、地方税共同機構における検討を促進いただきたい。

なお、2024年10月からの公金の内国為替制度運営費の適用開始⁹については、2024年1月に貴省から各地方公共団体に対し、地方公共団体が負担する経費に対して新たに地方税交付措置を講ずる旨、通知が発信されたものと承知している。金融界としては、内国為替制度運営費を地方交付税により手当いただけることは歓迎であるが、公金振込事務に係る経費負担の適正化については、未だ道半ばであると認識している。

貴省におかれては、本件に係る金融機関からの協議の要請等に対して、真摯に対応されたい旨、地方公共団体に周知いただきたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約6,000万件（平成30年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、地方公共団体から受領する分は、国税分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、本件業務に係る金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方公共団体における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いただ

⁹ 地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出については、2024年10月から、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用され、これまで無償であった仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用が1件62円（税別）に変更となる。

きたい。

以 上

2024 年 10 月

全国市長会 御中

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

地方税・地方公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、今般、金融界は、電子納付の推進のために望ましい施策等について、別紙記載の事項を総務省に対して要望いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、各地方公共団体における理解・検討促進に向けてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備

(1) 地方税統一 QR コード（以下、「eL-QR」という。）の全税目付与の着実な履行および地方公金収納への拡大

eL-QR の基本 4 税目以外への拡大を巡っては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）において、「令和 5 年度から eL-QR 印字を必須としている 4 税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和 6 年度から原則当該 QR コードを印字する」とされた。

しかしながら、令和 6 年 4 月以降においても依然として、その他の地方税目や延滞税等に QR コードが付されていないケースが相当数みられる。

貴省におかれては、納税者利便の向上、地方公共団体・金融機関双方における業務効率化等の観点から、各地方公共団体が発行するこれらの納付書に可及的速やかに QR コードが付されるよう、上記方針の周知徹底や働きかけを継続的に行っていただきたい。

また、地方公金については、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和 5 年 3 月 30 日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、遅くとも令和 8 年 9 月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指し、関係法令の改正等の取組を進めること、また、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和 5 年 10 月 6 日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、①いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金、②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行うこととされている。

足許では、2023 年 11 月 16 日に開催された「規制改革推進会議_第 1 回公共ワーキンググループ」において、議論が行われたところ、貴省におかれては、本件の可能な限り早期の実現に向けて、これに沿って遅滞なく進めていただきたい。また、令和 8 年 9 月までに公金収納を開始した後には、将来的に事務組合が徴収する水道料金や下水道料金についても、eLTAX を活用した納付が可能となるようにしていただきたい。地方公共団体の任意により eLTAX を活用することができることとされた公金についても、地方公共団体から活用の意向が示された際は、住民サービスの向上に向けた前向きな取組みとしてお捉えいただき、これが叶うよう助成金の交付を含めて積極的に支援いただきたい。

一方、全ての地方税・地方公金において eLTAX が活用されるまでは一定程度期間が必要であると思われるところ、過渡期の対応についてもご検討いただきたい。具

体的には、納付書での納付を義務付けている地方公共団体が大宗である道路・河川占有料、リサイクル資源買取料金等の税金対象外費目について、専用口座作成、振込みでの納付を可能とすることを全国の地方公共団体に周知していただくことをご検討いただきたい。あわせて、各地方公共団体によって取扱いの差異が見られる納入済通知書の持込時限の過度な制限（「店頭収納の翌営業日」等）を緩和することについても、金融機関から地方公共団体に相談が寄せられた際には、真摯にご対応いただくように周知することもあわせてご検討いただきたい。

(2) eLTAX の利便性向上

①他システムと連携した UI・UX のさらなる改善

金融界は、特に、国税との関係において、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えている。

さらに、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

貴省におかれては、eLTAX の UI・UX のさらなる改善等を図っていただくとともに、e-Tax やマイナポータル、e-Gov との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、国税庁・デジタル庁と国民目線に立った検討を進めていただきたい。

②継続アップロード機能の実現

貴省および地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」の令和2年度とりまとめにおいて、QRコード納付方式と並ぶアップロード納付方式に関して、eLTAX に「継続アップロード機能」¹を実装することが不可欠と考える旨が記載されている。

本機能は、特に、法人にとっては、極めて効率的な手段であると考えられることから、この実装に向けて、取組みを継続いただきたい。

③納税証明書の表示・出力機能の実現

金融機関から顧客に eLTAX 納付の利用を勧奨すると、顧客から領収証書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収証書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。領収証書が発行されないことが、eLTAX 納付の利用における阻害要因のひとつになっている可能性がある。

この点、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討されてい

¹ 納税者から一度アップロード希望を受けた案件（同一の固定資産や自動車）については、翌年度以降も納税者の新たな操作を要せずに、納付書情報が eLTAX 上にアップロードされる仕組み。

る、処分通知等のオンライン化に関して、自動車税等の納付書に付属する納税証明書についてもこの対象に含め、eLTAX によりイメージファイルあるいは PDF として表示・出力できる機能を搭載いただきたい。

金融界としては、本措置により、納税証明書に金融機関出納判が必要であるが故に、現在、窓口納付を選択されている方の行動変容のきっかけになることを期待している。

④eLTAXにおける複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入と複数 ID の付与【新規】

多くの企業では内部統制強化の観点から、申請者と承認者を分けている一方、eLTAX の電子納付（ダイレクト納付）は申請者単独で手続可能であり、企業のガバナンス上利用し難いシステムとなっている。このため、申請者・承認者の複数人の承認を必要とするシステムを導入していただきたい。なお、ワークフローシステムは個人、または企業規模によってもニーズが異なるため、現在の単独証人と複数人承認を任意で選択できることが望ましいと考える。

また、複数部署で同時申請手続きを可能とし事務効率化につながるよう eLTAX における複数 ID の発行をお認めいただきたい。

⑤退職所得の一括アップロード機能搭載【新規】

住民税特別徴収分の企業側の納付においては、給与所得分と退職所得分をまとめて納付データにして、申告を行っているところ、退職所得分については一括ファイルアップロード機能がなく、一件ずつ明細をアップロードするかたちとなっており、誤入力リスクがあるとして、eLTAX 導入の阻害要因になっている可能性がある。この点、住民税特別徴収分の eLTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を搭載いただくことをご検討いただきたい。

⑥MPN を利用した自動ダイレクト納付²の実現【新規】

2024 年度から、e-Tax に新機能として追加された自動ダイレクト機能では、電子申告データの送信とあわせて、ダイレクト納付の手続きをすることが可能となり、税理士等が e-Tax の申告データを送信する際に、必要事項にチェックを行えば、クライアントの法人は電子納税にログインすることなく、法定納期限当日に自動的に口座引落しによる納付ができることとなった。

e-Tax のように自動ダイレクト納付機能を eLTAX に備えることは利用者の利便性向上にもつながり、ダイレクト納付の利用者が増えることにも資する。

² 「国税庁ウェブサイト：G-2-2 ダイレクト納付(e-Tax による口座振替)の手続」
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect>

については、貴省におかれては、自動ダイレクト納付機能を eLTAX でも実装することをご検討いただきたい。

⑦地方税お支払いサイトの利便性向上について【新規】

金融機関においてもキャッシュレス納付推進の一環として、「地方税お支払いサイト」での納付を推進している。利用者の利便性が向上することにより、地方税お支払いサイトの利用者増加につながると考えられることから、以下の機能を実装することをご検討いただきたい。

- ・ eL-QR 読取データの一括アップロード機能実装および読取媒体の拡大
現状、eL-QR の読取手段が PC 内蔵カメラやバーコードリーダー等に限られ、大量の納付書を一度に納付する際の負担が大きく、電子納付の阻害要因になっている。また、納付書が数十枚程度の企業では、QR コードリーダーを本件納税のために導入することをためらい、かつ、QR 番号入力の手間も感じることから、地方税お支払いサイトを利用した納付に繋がらないケースもある。
スキャナで読取・作成したデータをアップロードする仕組みの構築、eL-QR の読取りをスマートフォンと連携しスマートフォンのカメラ機能で読取可能とする等、納付書を簡単に電子納付できるよう機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの明細削除機能実装
複数件の QR コードを読み取った後、支払対象から除外したい明細を削除することができない。利用者の利便性の向上のため、QR コード読取り後でも明細を削除することができるよう機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの出力機能実装
固定資産税や自動車税の納付書を QR コードにて読み込んだ場合、納付後に CSV 出力が可能である。法人の多くは、納付前に、各資産台帳との突合、納付額等の社内決裁を行うため、納付前の段階で QR 読取データを CSV 形式あるいは PDF 形式で出力する機能を搭載していただきたい。

⑧eL-QR に格納する情報の誤り発生の防止【新規】

いくつかの地方公共団体において、eL-QR に格納した情報が誤っていたため、その後にイレギュラーな処理をとる必要があったケースが発生したと承知している。

本事象が発生した場合、利用者・金融機関・地方公共団体のいずれにおいても読取不能や、誤った読取内容を正しい事務とするための負担が発生するため、eL-QR には正しい情報を格納するよう、地方公共団体に周知いただきたい。

⑨地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化【新規】

銀行窓口等で受付していた地方税の 2.0 億件のうち、1.1 億件は eL-QR により、

データ還元可能となる見込。残りは特別徴収地方税（0.9 億円）³であるが、金融機関が提供している地方税納入サービス（EB サービスで個人住民税（特別徴収）を納付できるサービス⁴）を経由して納付されるケースもあり、大量の済通、原符の印刷および指定金融機関への授受が発生している。

納税情報をデータのまま地方公共団体に提供できる業界統一の仕組みとして、地方税納入サービスで納税者が入力した納税情報を金融機関がマルチペイメントネットワークを活用し、共通納税システムを経由して地方公共団体へ伝送することで既存の仕組みを活用しながら、地方公共団体・金融機関双方にとって大幅な効率化効果が期待できると考えられる。

貴省におかれては、本機能実装のために eLTAX の機能改善をご検討いただきたい。

(3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化

①納付書の様式統一

地方税統一 QR コードによる収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを希望している。

貴省におかれては、地方公共団体が取り扱う各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図っていただきたい⁵。なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

②固定資産や車両を特定する情報の納付書、「地方税お支払いサイト」への記載

固定資産や車両を大量に保有する法人は、資産台帳と納付書を突合し、どの資産について税を納付済みであるか、自らリスト化および管理をしている。「地方税お支払サイト」を利用して納付する場合であっても、上記の管理作業は発生するところ、法人からは、同サイトにおける手続が増えるだけで、業務効率化には繋がらないとの声も聞かれる。

貴省におかれては、固定資産や車両を特定できる全国共通のコード体系を整理し、かつ納付書の印字および「地方税お支払いサイト」の表示追加を義務付けることで、納税者側においてもデータの的に資産と納付書の突合ができるような在り方を実現

³ 地方税の納付件数については、以下資料から引用。

令和 5 年 3 月 7 日 令和 4 年度地方財政審議会 資料（2）(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei/02_04001397_00459.html)

⁴ 当該サービスでは、金融機関は納付データを電子的に受付する一方、金融機関から地方公共団体への納付情報の連携にあたっては、金融機関が受付データを元に「紙」の済通や媒体を出力・搬送しているため、地方公共団体・金融機関双方ともに紙の済通処理に伴う業務負荷が発生

⁵ 様式統一には、地方税統一 QR コード付き納付書における、eL マークの印字必須化を含む。

いただきたい。

③延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納期限経過後に生じる延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関等の業務を逸脱していると考ええる。

さらには、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各団体に対して、1件ごとに収納方法を確認したうえで収納している等、大きな事務負担となっている。

この点、eL-QRによる収納については、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはない。」とされたが、その他の収納方法によるものについても、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

④一括納付制度の導入

一部の都道府県においては、自動車を一一定台数以上保有する者を対象に、自動車税の納付書を1枚にまとめて交付し、これによる納付を可能とする仕組み（一括納付制度）を導入している。

この一括納付制度は、納付者にとって、大量の納付書を扱うことによる処理負荷や紛失リスクの低減に繋がるものであるほか、eL-QRによる収納を行う場合には、読取回数が1度で済むこととなる。大量のeL-QRの読取り作業の手間のために、「地方税お支払サイト」を活用した納付を断念し、金融機関窓口納付を選択せざるを得ないとの企業の声も聞くところ、貴省におかれては、自動車税の一括納付制度が全ての都道府県において選択可能となるよう、また、これが軽自動車税にも拡大されるよう、積極的に後押ししていただきたい。

なお、現在の自動車税の一括納付制度においては、都道府県毎に最低台数が決まっており、2台からでも利用可能な県がある一方で、100台超の県もあるところ、貴省におかれては、この最低台数が極力小さいものとなるよう、併せて働きかけていただきたい。

⑤自動車税還付時の口座振込払い

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機関窓口を持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴省におかれては、口座振込払を基本とするよう、地方公共団体に働きかけていただきたい。

⑥公金収納等に係る検査の柔軟な運用

地方自治法⁶において、地方公共団体の会計管理者は、指定金融機関等の公金収納等に係る状況を「検査しなければならない」とされているところ、一部の金融機関においては、臨店による検査を年間 100 件超受けているケースもあり、金融機関と地方公共団体双方の負担になっているものと推察される。

地方公共団体と金融機関との契約のなかには、口座振替による収納のみで、店頭収納がない収納代理契約等もあるところ、貴省におかれては、取引状況および過去実績によっては、例えば、検査の省略あるいは頻度削減やリモート検査の併用等、柔軟に運用できるような検査の在り方を検討いただき、これを地方公共団体に示していただきたい。

⑦収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進【新規】

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない方法（eL-QR を用いた納付・口座振替等）を金融界としても推進している。

窓口納付の必要がない納付手段の 1 つである口座振替を活用した納付をいままで以上に促進する方法としては、収納代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、これまで指定代理金融機関や収納代理金融機関ではないとして、口座振替を実施できなかった金融機関においても、口座振替を活用することができるようになり、納税者の利便性向上にもつながると思慮する。

貴省におかれては、各地方公共団体における口座振替の利用促進を目的とした収納代行企業の積極的な活用の推進の取組みを後押ししていただきたい。

⑧地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用【新規】

地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納する場合は、金融機関による収納ではないとして、納付書の eL-QR を読み取って地方税共同機構に収納情報を送信することができないとされている⁷。他方、多くの地方公共団体には、金融機関の派出窓口も併存しており、こちらで受付した納付書は eL-QR の読取り対象となっている。

そのため、税公金収納事務を行う際に、eL-QR の読取り対象である金融機関の派出窓口により受付した納付書と、eL-QR の読取り対象外である地方公共団体窓口や税事務所等で受付けた納付書をわけて処理をする必要があり、金融機関の業務が非効率になっている実態がある。

⁶ （指定金融機関等の検査）

第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

⁷ eL-QR の活用範囲は、①eLTAX 操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税とされている（『地方税における QR コード規格に係る検討会』取りまとめ 参照）。

貴省におかれては、地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納した税公金におかれても eL-QR 読み取り対象としていただくことについて、法改正も含めてご検討いただきたい。

(4) 証券による納付の廃止

2023 年 4 月から開始された eL-QR による収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、eL-QR が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者の不利益に繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の観点からも重要であるところ、貴省におかれては、地方自治法の改正も視野に、証券による地方税の納付の取扱いを一律で廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

(5) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴省におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、国税庁とも連携し、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含めて積極的に検討いただきたい。

(6) 自動車税および軽自動車税の納付済情報確認のさらなる高度化【一部新規】

2023 年 1 月から、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車 OSS）において、新車購入時の軽自動車税の申告・納付が電子化されたほか、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、継続検査窓口での納税証明書の提示が、原則不要とされた。軽自動車の車検時における納税証明書の提示不要化は、かねて金融界として要望してきたものであり、本施策により、自動車税と同等のシステム環境整備が図られたことを歓迎している。

しかしながら、納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を

受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。貴省におかれては、この問題の解決に向けて、関係機関と協力のうえ、対応を検討いただきたい⁸。

また、自動二輪車（バイク）は軽 JNKS の対象外であることから、車検の際には、従来どおり紙の納税証明書の提示が必須となっている。納税者利便等の観点から、自動二輪車（バイク）も軽 JNKS の対象に含めることについても、ご検討いただきたい。

2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援

(1) インターネットバンキングの導入促進

インターネットバンキングは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、導入先における生産性向上に資するものである。

各地方公共団体における導入効果としては、給与・給付金等の振込や残高確認が効率化するほか、公共料金、国税、財政融資資金元利金等の口座振替やペイジー納付が可能となること等が挙げられる。

本件は、フロッピー・ディスクやCMTの生産終了・新規調達困難化の観点からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

(2) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進

2023年12月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第4版が定められたところ、貴省におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードやスマートフォンによるコード決済等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、キャッシュレス決済を導入する際の運用方法の周知を行う等、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料（旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等）について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、既に証紙を廃止している地方公共団体の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

(3) 地方公共団体が支払う料金の口座引落の推進

地方公共団体が支払う公共料金等において、当該団体が仮にインターネットバンキングを導入していたとしても、その決済資金（支払原資）を口座引落により処理

⁸ 民間車検場においては、納付情報がシステム反映されているかどうかを確認できないために、車検時期が4月～6月の場合には、一律で車検予約時に納税証明書の提示を求めることもあり、本件はシステム反映のタイムラグを短くするのみでは、解決しない可能性がある。

せず、小切手を振り出すことで充当しているために、金融機関の事務は効率化されていないケースがある。

この点、令和4年3月29日付各地方公共団体宛通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」では、「インターネットバンキングによる口座振替（振込）の方法により支出することを指示することは『会計管理者の通知』に該当する」ことを示していただいていると認識している。

本件の再度の周知を含め、小切手の振り出しに代えて、決済資金（支払原資）を口座引落することは可能であることを、引き続き各地方公共団体宛に周知することをお願いしたい。

(4) ウェブ口座振替受付サービスの導入促進

ウェブ口座振替受付サービスは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替納付の開始が可能となるものである。

貴省におかれては、ウェブ口座振替受付サービスをすでに導入している地方公共団体における先進事例の横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

3. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記1.のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022年12月から、国税のスマートフォン納付が、2023年4月から、地方税のQRコード納付が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、地方税と国税とが一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴省におかれては、国税庁等とも緊密に連携し、これまでに引き続き、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ集・トークスクリプト・eLTAX利用体験版の作成等含む）の提供・金融機関職員へのシステムの利用方法に係る研修等をお願いしたい。

さらに、国税における取組においては、各税務署がe-Taxのサポート窓口や訪問等による具体的な導入支援を行っている事例もある。貴省におかれては、各地方公共団体に対し、国税における事例を参考として周知し、類似の取組を促すなどの働

きかけを行っていただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考え

る。
貴省におかれては、地方税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ付与（キャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用）を検討いただきたい。

(3) キャッシュレス納付割合の明確化【新規】

現状、国税に関しては国税庁において、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を40%にするという数値目標が掲げられているところである。

キャッシュレス納付割合目標を明確にすることが、関係各所の更なる取組強化・活性化に繋がると考えられることから、地方税についても数値目標を設定することをご検討いただきたい。

4. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、コストの適正な負担をお願いしてきている。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

(1) 地方税の収納等に係る経費負担の適正化

2022年3月、2023年6月および2024年3月に、貴省から各地方公共団体に対し、公金収納等事務に係る経費負担の適正化に向けた通知が発信されたものと承知している。金融界としては、本通知が関係当事者における検討・交渉のきっかけとなっている点でこれを歓迎するが、現状、経費負担の適正化の進捗は、道半ばであると認識している。一部の金融機関からは、以下のような事象が報告されている。

①地方公共団体によって考え方の違いがあり、交渉が進まない。

②適切な手数料水準は、実費ではなく、各金融機関が設定する正規手数料と考えているところ、負担を応諾する地方公共団体が非常に少なく金額的にも適正なものとは言い難い。

現状をふまえ、貴省におかれては、本通知の周知徹底を図るとともに、例えば、地方公共団体に対し金額等の指針を示す等、引き続き、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

また、2023年4月から開始されたeL-QRによる窓口収納手数料については、地方税共同機構において見直しが検討されており、現在、金融機関における一括伝送方

式に係るコスト把握・分析が行われているものと承知している。

貴省におかれては、早期に手数料水準の適正化が図られるよう、地方税共同機構における検討を促進いただきたい。

なお、2024年10月からの公金の内国為替制度運営費の適用開始⁹については、2024年1月に貴省から各地方公共団体に対し、地方公共団体が負担する経費に対して新たに地方税交付措置を講ずる旨、通知が発信されたものと承知している。金融界としては、内国為替制度運営費を地方交付税により手当いただけることは歓迎であるが、公金振込事務に係る経費負担の適正化については、未だ道半ばであると認識している。

貴省におかれては、本件に係る金融機関からの協議の要請等に対して、真摯に対応されたい旨、地方公共団体に周知いただきたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約6,000万件（平成30年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、地方公共団体から受領する分は、国税分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、本件業務に係る金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方公共団体における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いただ

⁹ 地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出については、2024年10月から、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用され、これまで無償であった仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用が1件62円（税別）に変更となる。

きたい。

以 上

2024年9月

全国町村会 御中

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

地方税・地方公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、今般、金融界は、電子納付の推進のために望ましい施策等について、別紙記載の事項を総務省に対して要望いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、各地方公共団体における理解・検討促進に向けてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備

(1) 地方税統一 QR コード（以下、「eL-QR」という。）の全税目付与の着実な履行および地方公金収納への拡大

eL-QR の基本 4 税目以外への拡大を巡っては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）において、「令和 5 年度から eL-QR 印字を必須としている 4 税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和 6 年度から原則当該 QR コードを印字する」とされた。

しかしながら、令和 6 年 4 月以降においても依然として、その他の地方税目や延滞税等に QR コードが付されていないケースが相当数みられる。

貴省におかれては、納税者利便の向上、地方公共団体・金融機関双方における業務効率化等の観点から、各地方公共団体が発行するこれらの納付書に可及的速やかに QR コードが付されるよう、上記方針の周知徹底や働きかけを継続的に行っていただきたい。

また、地方公金については、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和 5 年 3 月 30 日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、遅くとも令和 8 年 9 月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指し、関係法令の改正等の取組を進めること、また、「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和 5 年 10 月 6 日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）において、①いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金、②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行うこととされている。

足許では、2023 年 11 月 16 日に開催された「規制改革推進会議_第 1 回公共ワーキンググループ」において、議論が行われたところ、貴省におかれては、本件の可能な限り早期の実現に向けて、これに沿って遅滞なく進めていただきたい。また、令和 8 年 9 月までに公金収納を開始した後には、将来的に事務組合が徴収する水道料金や下水道料金についても、eLTAX を活用した納付が可能となるようにしていただきたい。地方公共団体の任意により eLTAX を活用することができることとされた公金についても、地方公共団体から活用の意向が示された際は、住民サービスの向上に向けた前向きな取組みとしてお捉えいただき、これが叶うよう助成金の交付を含めて積極的に支援いただきたい。

一方、全ての地方税・地方公金において eLTAX が活用されるまでは一定程度期間が必要であると思われるところ、過渡期の対応についてもご検討いただきたい。具

体的には、納付書での納付を義務付けている地方公共団体が大宗である道路・河川占有料、リサイクル資源買取料金等の税金対象外費目について、専用口座作成、振込みでの納付を可能とすることを全国の地方公共団体に周知していただくことをご検討いただきたい。あわせて、各地方公共団体によって取扱いの差異が見られる納入済通知書の持込時限の過度な制限（「店頭収納の翌営業日」等）を緩和することについても、金融機関から地方公共団体に相談が寄せられた際には、真摯にご対応いただくように周知することもあわせてご検討いただきたい。

(2) eLTAX の利便性向上

①他システムと連携した UI・UX のさらなる改善

金融界は、特に、国税との関係において、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えている。

さらに、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

貴省におかれては、eLTAX の UI・UX のさらなる改善等を図っていただくとともに、e-Tax やマイナポータル、e-Gov との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、国税庁・デジタル庁と国民目線に立った検討を進めていただきたい。

②継続アップロード機能の実現

貴省および地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」の令和2年度とりまとめにおいて、QRコード納付方式と並ぶアップロード納付方式に関して、eLTAX に「継続アップロード機能」¹を実装することが不可欠と考える旨が記載されている。

本機能は、特に、法人にとっては、極めて効率的な手段であると考えられることから、この実装に向けて、取組みを継続いただきたい。

③納税証明書の表示・出力機能の実現

金融機関から顧客に eLTAX 納付の利用を勧奨すると、顧客から領収証書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収証書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。領収証書が発行されないことが、eLTAX 納付の利用における阻害要因のひとつになっている可能性がある。

この点、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討されてい

¹ 納税者から一度アップロード希望を受けた案件（同一の固定資産や自動車）については、翌年度以降も納税者の新たな操作を要せずに、納付書情報が eLTAX 上にアップロードされる仕組み。

る、処分通知等のオンライン化に関して、自動車税等の納付書に付属する納税証明書についてもこの対象に含め、eLTAX によりイメージファイルあるいは PDF として表示・出力できる機能を搭載いただきたい。

金融界としては、本措置により、納税証明書に金融機関出納判が必要であるが故に、現在、窓口納付を選択されている方の行動変容のきっかけになることを期待している。

④eLTAXにおける複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入と複数 ID の付与【新規】

多くの企業では内部統制強化の観点から、申請者と承認者を分けている一方、eLTAX の電子納付（ダイレクト納付）は申請者単独で手続可能であり、企業のガバナンス上利用し難いシステムとなっている。このため、申請者・承認者の複数人の承認を必要とするシステムを導入していただきたい。なお、ワークフローシステムは個人、または企業規模によってもニーズが異なるため、現在の単独証人と複数人承認を任意で選択できることが望ましいと考える。

また、複数部署で同時申請手続きを可能とし事務効率化につながるよう eLTAX における複数 ID の発行をお認めいただきたい。

⑤退職所得の一括アップロード機能搭載【新規】

住民税特別徴収分の企業側の納付においては、給与所得分と退職所得分をまとめて納付データにして、申告を行っているところ、退職所得分については一括ファイルアップロード機能がなく、一件ずつ明細をアップロードするかたちとなっており、誤入力リスクがあるとして、eLTAX 導入の阻害要因になっている可能性がある。この点、住民税特別徴収分の eLTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を搭載いただくことをご検討いただきたい。

⑥MPN を利用した自動ダイレクト納付²の実現【新規】

2024 年度から、e-Tax に新機能として追加された自動ダイレクト機能では、電子申告データの送信とあわせて、ダイレクト納付の手続きをすることが可能となり、税理士等が e-Tax の申告データを送信する際に、必要事項にチェックを行えば、クライアントの法人は電子納税にログインすることなく、法定納期限当日に自動的に口座引落しによる納付ができることとなった。

e-Tax のように自動ダイレクト納付機能を eLTAX に備えることは利用者の利便性向上にもつながり、ダイレクト納付の利用者が増えることにも資する。

² 「国税庁ウェブサイト：G-2-2 ダイレクト納付(e-Tax による口座振替)の手続」
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect>

については、貴省におかれては、自動ダイレクト納付機能を eLTAX でも実装することをご検討いただきたい。

⑦地方税お支払いサイトの利便性向上について【新規】

金融機関においてもキャッシュレス納付推進の一環として、「地方税お支払いサイト」での納付を推進している。利用者の利便性が向上することにより、地方税お支払いサイトの利用者増加につながると考えられることから、以下の機能を実装することをご検討いただきたい。

- ・ eL-QR 読取データの一括アップロード機能実装および読取媒体の拡大
現状、eL-QR の読取手段が PC 内蔵カメラやバーコードリーダー等に限られ、大量の納付書を一度に納付する際の負担が大きく、電子納付の阻害要因になっている。また、納付書が数十枚程度の企業では、QR コードリーダーを本件納税のために導入することをためらい、かつ、QR 番号入力の手間も感じることから、地方税お支払いサイトを利用した納付に繋がらないケースもある。
スキャナで読取・作成したデータをアップロードする仕組みの構築、eL-QR の読取りをスマートフォンと連携しスマートフォンのカメラ機能で読取可能とする等、納付書を簡単に電子納付できるよう機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの明細削除機能実装
複数件の QR コードを読み取った後、支払対象から除外したい明細を削除することができない。利用者の利便性の向上のため、QR コード読取り後でも明細を削除することができるように機能改善をご検討いただきたい。
- ・ eL-QR 読取データの出力機能実装
固定資産税や自動車税の納付書を QR コードにて読み込んだ場合、納付後に CSV 出力が可能である。法人の多くは、納付前に、各資産台帳との突合、納付額等の社内決裁を行うため、納付前の段階で QR 読取データを CSV 形式あるいは PDF 形式で出力する機能を搭載していただきたい。

⑧eL-QR に格納する情報の誤り発生の防止【新規】

いくつかの地方公共団体において、eL-QR に格納した情報が誤っていたため、その後にイレギュラーな処理をとる必要があったケースが発生したと承知している。

本事象が発生した場合、利用者・金融機関・地方公共団体のいずれにおいても読取不能や、誤った読取内容を正しい事務とするための負担が発生するため、eL-QR には正しい情報を格納するよう、地方公共団体に周知いただきたい。

⑨地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化【新規】

銀行窓口等で受付していた地方税の 2.0 億件のうち、1.1 億件は eL-QR により、

データ還元可能となる見込。残りは特別徴収地方税（0.9 億円）³であるが、金融機関が提供している地方税納入サービス（EB サービスで個人住民税（特別徴収）を納付できるサービス⁴）を経由して納付されるケースもあり、大量の済通、原符の印刷および指定金融機関への授受が発生している。

納税情報をデータのまま地方公共団体に提供できる業界統一の仕組みとして、地方税納入サービスで納税者が入力した納税情報を金融機関がマルチペイメントネットワークを活用し、共通納税システムを経由して地方公共団体へ伝送することで既存の仕組みを活用しながら、地方公共団体・金融機関双方にとって大幅な効率化効果が期待できると考えられる。

貴省におかれては、本機能実装のために eLTAX の機能改善をご検討いただきたい。

(3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化

①納付書の様式統一

地方税統一 QR コードによる収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを希望している。

貴省におかれては、地方公共団体が取り扱う各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図っていただきたい⁵。なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

②固定資産や車両を特定する情報の納付書、「地方税お支払いサイト」への記載

固定資産や車両を大量に保有する法人は、資産台帳と納付書を突合し、どの資産について税を納付済みであるか、自らリスト化および管理をしている。「地方税お支払サイト」を利用して納付する場合であっても、上記の管理作業は発生するところ、法人からは、同サイトにおける手続が増えるだけで、業務効率化には繋がらないとの声も聞かれる。

貴省におかれては、固定資産や車両を特定できる全国共通のコード体系を整理し、かつ納付書の印字および「地方税お支払いサイト」の表示追加を義務付けることで、納税者側においてもデータの的に資産と納付書の突合ができるような在り方を実現

³ 地方税の納付件数については、以下資料から引用。

令和 5 年 3 月 7 日 令和 4 年度地方財政審議会 資料（2）(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei/02_04001397_00459.html)

⁴ 当該サービスでは、金融機関は納付データを電子的に受付する一方、金融機関から地方公共団体への納付情報の連携にあたっては、金融機関が受付データを元に「紙」の済通や媒体を出力・搬送しているため、地方公共団体・金融機関双方ともに紙の済通処理に伴う業務負荷が発生

⁵ 様式統一には、地方税統一 QR コード付き納付書における、eL マークの印字必須化を含む。

いただきたい。

③延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納期限経過後に生じる延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関等の業務を逸脱していると考ええる。

さらには、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各団体に対して、1件ごとに収納方法を確認したうえで収納している等、大きな事務負担となっている。

この点、eL-QRによる収納については、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することとはしない。」とされたが、その他の収納方法によるものについても、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

④一括納付制度の導入

一部の都道府県においては、自動車进行一定台数以上保有する者を対象に、自動車税の納付書を1枚にまとめて交付し、これによる納付を可能とする仕組み（一括納付制度）を導入している。

この一括納付制度は、納付者にとって、大量の納付書を扱うことによる処理負荷や紛失リスクの低減に繋がるものであるほか、eL-QRによる収納を行う場合には、読取回数が1度で済むこととなる。大量のeL-QRの読取り作業の手間のために、「地方税お支払サイト」を活用した納付を断念し、金融機関窓口納付を選択せざるを得ないとの企業の声も聞くところ、貴省におかれては、自動車税の一括納付制度が全ての都道府県において選択可能となるよう、また、これが軽自動車税にも拡大されるよう、積極的に後押ししていただきたい。

なお、現在の自動車税の一括納付制度においては、都道府県毎に最低台数が決まっており、2台からでも利用可能な県がある一方で、100台超の県もあるところ、貴省におかれては、この最低台数が極力小さいものとなるよう、併せて働きかけていただきたい。

⑤自動車税還付時の口座振込払い

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機関窓口を持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴省におかれては、口座振込払を基本とするよう、地方公共団体に働きかけていただきたい。

⑥公金収納等に係る検査の柔軟な運用

地方自治法⁶において、地方公共団体の会計管理者は、指定金融機関等の公金収納等に係る状況を「検査しなければならない」とされているところ、一部の金融機関においては、臨店による検査を年間 100 件超受けているケースもあり、金融機関と地方公共団体双方の負担になっているものと推察される。

地方公共団体と金融機関との契約のなかには、口座振替による収納のみで、店頭収納がない収納代理契約等もあるところ、貴省におかれては、取引状況および過去実績によっては、例えば、検査の省略あるいは頻度削減やリモート検査の併用等、柔軟に運用できるような検査の在り方を検討いただき、これを地方公共団体に示していただきたい。

⑦収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進【新規】

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない方法（eL-QR を用いた納付・口座振替等）を金融界としても推進している。

窓口納付の必要がない納付手段の 1 つである口座振替を活用した納付をいままで以上に促進する方法としては、収納代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、これまで指定代理金融機関や収納代理金融機関ではないとして、口座振替を実施できなかった金融機関においても、口座振替を活用することができるようになり、納税者の利便性向上にもつながると思慮する。

貴省におかれては、各地方公共団体における口座振替の利用促進を目的とした収納代行企業の積極的な活用の推進の取組みを後押ししていただきたい。

⑧地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用【新規】

地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納する場合は、金融機関による収納ではないとして、納付書の eL-QR を読み取って地方税共同機構に収納情報を送信することができないとされている⁷。他方、多くの地方公共団体には、金融機関の派出窓口も併存しており、こちらで受付した納付書は eL-QR の読取り対象となっている。

そのため、税公金収納事務を行う際に、eL-QR の読取り対象である金融機関の派出窓口により受付した納付書と、eL-QR の読取り対象外である地方公共団体窓口や税事務所等で受付けた納付書をわけて処理をする必要があり、金融機関の業務が非効率になっている実態がある。

⁶ （指定金融機関等の検査）

第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

⁷ eL-QR の活用範囲は、①eLTAX 操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税とされている（『地方税における QR コード規格に係る検討会』取りまとめ 参照）。

貴省におかれては、地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納した税公金におかれても eL-QR 読み取り対象としていただくことについて、法改正も含めてご検討いただきたい。

(4) 証券による納付の廃止

2023 年 4 月から開始された eL-QR による収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、eL-QR が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者の不利益に繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の観点からも重要であるところ、貴省におかれては、地方自治法の改正も視野に、証券による地方税の納付の取扱いを一律で廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

(5) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴省におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、国税庁とも連携し、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含めて積極的に検討いただきたい。

(6) 自動車税および軽自動車税の納付済情報確認のさらなる高度化【一部新規】

2023 年 1 月から、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車 OSS）において、新車購入時の軽自動車税の申告・納付が電子化されたほか、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、継続検査窓口での納税証明書の提示が、原則不要とされた。軽自動車の車検時における納税証明書の提示不要化は、かねて金融界として要望してきたものであり、本施策により、自動車税と同等のシステム環境整備が図られたことを歓迎している。

しかしながら、納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を

受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。貴省におかれては、この問題の解決に向けて、関係機関と協力のうえ、対応を検討いただきたい⁸。

また、自動二輪車（バイク）は軽 JNKS の対象外であることから、車検の際には、従来どおり紙の納税証明書の提示が必須となっている。納税者利便等の観点から、自動二輪車（バイク）も軽 JNKS の対象に含めることについても、ご検討いただきたい。

2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援

(1) インターネットバンキングの導入促進

インターネットバンキングは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、導入先における生産性向上に資するものである。

各地方公共団体における導入効果としては、給与・給付金等の振込や残高確認が効率化するほか、公共料金、国税、財政融資資金元利金等の口座振替やペイジー納付が可能となること等が挙げられる。

本件は、フロッピー・ディスクやCMTの生産終了・新規調達困難化の観点からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

(2) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進

2023年12月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第4版が定められたところ、貴省におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードやスマートフォンによるコード決済等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、キャッシュレス決済を導入する際の運用方法の周知を行う等、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料（旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等）について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、既に証紙を廃止している地方公共団体の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

(3) 地方公共団体が支払う料金の口座引落の推進

地方公共団体が支払う公共料金等において、当該団体が仮にインターネットバンキングを導入していたとしても、その決済資金（支払原資）を口座引落により処理

⁸ 民間車検場においては、納付情報がシステム反映されているかどうかを確認できないために、車検時期が4月～6月の場合には、一律で車検予約時に納税証明書の提示を求めることもあり、本件はシステム反映のタイムラグを短くするのみでは、解決しない可能性がある。

せず、小切手を振り出すことで充当しているために、金融機関の事務は効率化されていないケースがある。

この点、令和4年3月29日付各地方公共団体宛通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」では、「インターネットバンキングによる口座振替（振込）の方法により支出することを指示することは『会計管理者の通知』に該当する」ことを示していただいていると認識している。

本件の再度の周知を含め、小切手の振り出しに代えて、決済資金（支払原資）を口座引落することは可能であることを、引き続き各地方公共団体宛に周知することをお願いしたい。

(4) ウェブ口座振替受付サービスの導入促進

ウェブ口座振替受付サービスは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替納付の開始が可能となるものである。

貴省におかれては、ウェブ口座振替受付サービスをすでに導入している地方公共団体における先進事例の横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

3. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記1.のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022年12月から、国税のスマートフォン納付が、2023年4月から、地方税のQRコード納付が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、地方税と国税とが一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴省におかれては、国税庁等とも緊密に連携し、これまでに引き続き、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ集・トークスクリプト・eLTAX利用体験版の作成等含む）の提供・金融機関職員へのシステムの利用方法に係る研修等をお願いしたい。

さらに、国税における取組においては、各税務署がe-Taxのサポート窓口や訪問等による具体的な導入支援を行っている事例もある。貴省におかれては、各地方公共団体に対し、国税における事例を参考として周知し、類似の取組を促すなどの働

きかけを行っていただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考え

る。
貴省におかれては、地方税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ付与（キャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用）を検討いただきたい。

(3) キャッシュレス納付割合の明確化【新規】

現状、国税に関しては国税庁において、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を40%にするという数値目標が掲げられているところである。

キャッシュレス納付割合目標を明確にすることが、関係各所の更なる取組強化・活性化に繋がると考えられることから、地方税についても数値目標を設定することをご検討いただきたい。

4. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、コストの適正な負担をお願いしてきている。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

(1) 地方税の収納等に係る経費負担の適正化

2022年3月、2023年6月および2024年3月に、貴省から各地方公共団体に対し、公金収納等事務に係る経費負担の適正化に向けた通知が発信されたものと承知している。金融界としては、本通知が関係当事者における検討・交渉のきっかけとなっている点でこれを歓迎するが、現状、経費負担の適正化の進捗は、道半ばであると認識している。一部の金融機関からは、以下のような事象が報告されている。

①地方公共団体によって考え方の違いがあり、交渉が進まない。

②適切な手数料水準は、実費ではなく、各金融機関が設定する正規手数料と考えているところ、負担を応諾する地方公共団体が非常に少なく金額的にも適正なものとは言い難い。

現状をふまえ、貴省におかれては、本通知の周知徹底を図るとともに、例えば、地方公共団体に対し金額等の指針を示す等、引き続き、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

また、2023年4月から開始されたeL-QRによる窓口収納手数料については、地方税共同機構において見直しが検討されており、現在、金融機関における一括伝送方

式に係るコスト把握・分析が行われているものと承知している。

貴省におかれては、早期に手数料水準の適正化が図られるよう、地方税共同機構における検討を促進いただきたい。

なお、2024年10月からの公金の内国為替制度運営費の適用開始⁹については、2024年1月に貴省から各地方公共団体に対し、地方公共団体が負担する経費に対して新たに地方税交付措置を講ずる旨、通知が発信されたものと承知している。金融界としては、内国為替制度運営費を地方交付税により手当いただけることは歓迎であるが、公金振込事務に係る経費負担の適正化については、未だ道半ばであると認識している。

貴省におかれては、本件に係る金融機関からの協議の要請等に対して、真摯に対応されたい旨、地方公共団体に周知いただきたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約6,000万件（平成30年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、地方公共団体から受領する分は、国税分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、本件業務に係る金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方公共団体における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いただ

⁹ 地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出については、2024年10月から、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用され、これまで無償であった仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用が1件62円（税別）に変更となる。

きたい。

以 上